|           | 人札説明書 | -1- | JU. | (0, | /貝! | 미쁘  | 合 |     |   |    | 1                 |  | 【第1回】平成23年8月8日回答   |
|-----------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|---|-----|---|----|-------------------|--|--|
| 質問<br>No. | 書類名   | 頁   | 第1  | 1   | 1)  | (1) | ア | (7) | а | 資料 | 項目名               | 質問の内容  | 回答   |
| 1         | 入札説明書 | 1   | 第1  |     |     |     |   |     |   |    | 入札説明書等の<br>定義     | 実施方針及び要求水準書(案)についての質問回答については、入札公告以降の公表資料によりその解釈が修正されていない限り有効という理解でよろしいでしょうか。                             | 本入札については、入札公告以降のも<br>のが有効となります。  |
| 2         | 入札説明書 | 2   | 第2  | 3   |     | (2) |   |     |   |    | 敷地面積              | 現状の敷地面積が16,158.28㎡(小学校<br>給食センター対象地:約8,030㎡)とあり<br>ますが、敷地分割するという考えで宜し<br>いでしょうか。敷地分割の明記がない<br>為、ご教示願います。 | 建築基準法上の敷地は中学校センターとは別敷地とします。  |
| 3         | 入札説明書 | 3   | 第2  | 4   |     | (4) | ア |     |   |    | 業務範囲              | ンターに関する何らかの法的な確認お  | 敷地分割に伴う建築確認上の手続き<br>等は事業者の負担とします。ただし、敷<br>地分割することのみによる、建ペい<br>率、容積率等の法的な不整合は発生し<br>ないものと想定しています。 |
| 4         | 入札説明書 | 4   | 第2  | 4   |     | (4) | サ |     |   |    | 【中学校給食センター】運営業務   |  | 通勤車の駐車場所については、互い<br>の敷地の間で調整は可能です。   |
| 5         | 入札説明書 | 6   | 第3  |     |     |     |   |     |   |    | 事業者募集等の<br>スケジュール | 落札者決定から仮契約までの期間が約<br>1ヶ月と短いスケジュールですが、落札<br>後の協議の過程で仮契約締結を2月中<br>にすることは可能でしょうか。                           | 原案のとおりとします。  |
| 6         | 入札説明書 | 7   | 第4  | 1   |     | (1) | ア |     |   |    | 入札参加者の構<br>成等     | 配送業務は運営企業に含まれるので、<br>その他企業なのでしょうか。   | 構成員としての場合は、運営企業、その他企業どちらでもかまいません。協力企業としての参加も、入札説明書の第4の1(1)ウにより可能です。                              |
| 7         | 入札説明書 | 1   | 第4  | 1   |     | (1) | ア |     |   |    | 入札参加の構成<br>等      | 出資はするもののSPCから直接請負<br>わない場合は構成員とはみなされない<br>のでしょうか。  | 出資を行う企業で、構成員としての参加は可能です。   |
| 8         | 入札説明書 | 7   | 第4  | 1   |     | (1) | ゥ |     |   |    | 入札参加者の構<br>成等     | 協力企業の定義をご教示ください。   | 配送業務については、複数のグループに協力企業として参加することができることとしています(入札説明書の第4の1(1)ウ参照。)。                                  |
| 9         | 入札説明書 | 7   | 第4  | 1   |     | (1) | ゥ |     |   |    | 入札参加者の構<br>成等     | 配送業務を行う企業は構成員にはなれ<br>ないのでしょうか。   | SPCに出資するなど、構成員としての参加資格を有していれば、構成員になることは可能です。   |
| 10        | 入札説明書 | 7   | 第4  | 1   |     | (1) | ゥ |     |   |    | 入札参加者の構<br>成等     | 配送業務を行う企業は、複数の入札参加者の協力企業となれるとの認識でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 11        | 入札説明書 | 8   | 第4  | 1   |     | (2) | ア | (ý) |   |    | 入札参加者の参<br>加資格要件  | 当該事項に合致する事業者か否かに<br>ついて、貴市にて事前照会に応じて頂<br>けるのでしょうか。   | 事前照会には応じません。指名停止業<br>者の情報については青森市ホーム<br>ページで公開しています。   |
| 12        | 入札説明書 | 8   | 第4  | 1   |     | (2) | ア | (コ) |   |    | 共通の参加資格<br>要件     | 「国税を滞納している者でないこと」を証明する書類は、「納税証明書その3の3」を添付するとの理解で宜しいでしょうか。  |  |
| 13        | 入札説明書 | 8   | 第4  | 1   |     | (2) | 1 | (1) |   |    | 入札参加者の参<br>加資格要件  | 3,000㎡以上の施設の実施設計の実績を有していれば、公共・民間を問わないとの事で宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
|           |       | L   |     |     |     |     |   |     |   |    | l                 | <u>I</u>   | <u> </u>   |

|           | <b>人</b> 和說明書 | - I | JU. | (0) | /貝! | 미쁘  |   |     |   |    |                  |   | 【第1回】平成23年8月8日回答  |
|-----------|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|---|-----|---|----|------------------|---|---|
| 質問<br>No. | 書類名           | 頁   | 第1  | 1   | 1)  | (1) | ア | (7) | а | 資料 | 項目名              | 質問の内容   | 回答  |
| 14        | 入札説明書         | 8   | 第4  | 1   |     | (2) | 7 | (ウ) |   |    | 設計企業の資格<br>要件    | HACCP対応施設に対する相当の知識を有していることを証する書類は、契約書、仕様書等で施設概要を証明できる書類の写しという理解でよろしいでしょうか。                                      | ご理解のとおりです。  |
| 15        | 入札説明書         | 8   | 第4  | 1   |     | (2) | 7 | (エ) |   |    | 参加資格に関す<br>る条件   | 設計業務企業と建設業務企業は同一<br>の企業又は資本面もしくは人事面にお<br>いて関連があってもよいか   | ご理解のとおりです。  |
| 16        | 入札説明書         | 9   | 第4  | 1   |     | (2) | ゥ | (ウ) |   |    | 参加資格に関す<br>る条件   | 3,000m2以上の施工実績は企業体形式の会社実績でも良いか、またその場合、出資比率の制限はあるか   | 企業体形式の会社実績を認めます。また、出資比率の制限はありません。   |
| 17        | 入札説明書         | 9   | 第4  | 1   |     | (2) | ゥ | (ウ) |   |    | 資格要件             | 3,000㎡以上とは、『延床面積の3,000㎡』という理解で宜しいでしょうか?   | ご理解のとおりです。「延床面積」を追加して修正します。   |
| 18        | 入札説明書         | 9   | 第4  | 1   |     | (2) | ゥ | (ウ) |   |    | 入札参加者の参<br>加資格要件 | ・専任配置予定の技術者の施工実績は<br>企業の実績と同程度の経験を有してい<br>れば宜しいのでしょうか。<br>・また、証明する資料を添付する必要が<br>あるのでしょうか。                       | ・前段については、専任配置予定の技術者の記載は必要ありません。様式集<br>1-5[2/5]を修正します。<br>・後段について、必要ありません。 |
| 19        | 入札説明書         | 9   | 第4  | 1   |     | (2) | ゥ | (ウ) |   |    | 入札参加者の参<br>加資格要件 | 様式にて、契約書の写しを添付するようになっていますが、コリンズ登録がされている場合は竣工カルテの写しを添付すれば宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 20        | 入札説明書         | 9   | 第4  | 1   |     | (2) | エ | (7) |   |    | 維持管理企業の<br>資格要件  | 維持管理企業の要件として、業務を実施する為に必要となる有資格者等の配置とありますが、有資格者について貴市が想定する資格等をご教示頂けますでしょうか。                                      | 業務を遂行するために資格が必要となる場合を想定しています。<br>入札説明書の質問回答No21回答もご<br>参照ください。            |
| 21        | 入札説明書         | 9   | 第4  | 1   |     | (2) | I | (7) |   |    | 維持管理企業の<br>資格要件  | 『業務を実施するために必要となる有資格者等』とは法定点検等を実施する為の資格と思われますが、これらの資格を全て構成企業1社で満足させることは困難です。再委託をすることも含め資格要件を満たすことと理解してよろしいでしょうか。 |   |
| 22        | 入札説明書         | 9   | 第4  | 1   |     | (2) | オ |     |   |    | 入札参加者の参<br>加資格要件 | 配送業務を行う企業は運営企業としては参加できないのでしょうか。<br>配送業務を行う企業はオの要件を満たすことはできないと思われます。<br>配送企業はどの業務で参加すればよろしいでしょうか。                | 入札説明書についての質問回答No6<br>回答をご参照ください。  |
| 23        | 入札説明書         | 10  | 第4  | 2   |     | (9) |   |     |   |    | 予定価格             | 事業契約金額の内訳   | 内訳の公表は行ないません。   |
| 24        | 入札説明書         | 10  | 第4  | 2   |     | (9) |   |     |   |    | 予定価格             | 5/20特定事業の選定において、公開されている価格によらず、事業者が提案する総事業費が予定価格以内であればよいかご教授下さい。   | ご理解のとおりです。  |
| 25        | 入札説明書         | 10  | 第4  | 2   |     | (9) |   |     |   |    | 予定価格             | 本事業における予定価格は、事業者に<br>とって極めて厳しい価格と認識しており<br>ますが、導入可能性調査等における数<br>字の根拠をお示しいただけないでしょう<br>か。                        |   |

| 質問  | 八礼詋明書 |    |    |   |    |      |     |     |   |    |                     |  | 【第1回】平成23年8月8日回答   |
|-----|-------|----|----|---|----|------|-----|-----|---|----|---------------------|--|--|
| No. | 書類名   | 頁  | 第1 | 1 | 1) | (1)  | ア   | (7) | а | 資料 | 項目名                 | 質問の内容  | 回答   |
| 26  | 入札説明書 | 10 | 第4 | 2 |    | (9)  |     |     |   |    | 予定価格                | ・予定価格の積算根拠について開示されておりませんが、特定事業の選定におけるVFM算定の項目をみると、中学校給食センターの運営業務においても見話委託費)よりも一定の縮減がされていると試算されていると理解してよろしいでしようか。 ・また、小学校給食センターの運営業務の費用についても現在の中学校給食センターの運営業務の費用についても現在の中学校給食とフターの運営業務であると試算されていると理解してよろしいでしょうか。 本質問の趣旨は、特定事業の選定におりまれていると理解してよろしいでしょうか。 本質問の趣旨は、特定事業の選定におりまれていると理解してよろしいでしまうか。 本質問の趣旨は、特定事業の選定におりまれていると解されていると明されている期待で要求水準では現況よりコストダウン・一方で要求水準では現況よりコストダウン・一方で要求水準では現況よりコストダウン・一方で要求水準では現況よりコストダウン・一方で要求水準では現況よりコスト増加が必要なリスク移転が規定されているため本事業のVFMの源泉をどこに想定されているかを確認したいというものです。 | VFMの源泉については、一定の想定をしていますが、具体的な内容は公表いたしません。本事業は、小学校給食センター及び既は上で、小学校給食センターの運営等を15年間にわたり実施することによる、事業全般に渡るコストダウンを期待しています。   |
| 27  | 入札説明書 | 10 | 第4 | 2 |    | (9)  |     |     |   |    | 予定価格                | 予定価格の設定に際して今般の東北地方太平洋沖地震による建設資材の価格上昇等は一定程度見込まれているのでしょうか?   |  |
| 28  | 入札説明書 | 13 | 第4 | 3 |    | (13) |     |     |   |    | 入札参加者に関<br>する条件 その他 | 入札及び開札後に、ヒアリング、ブレゼ<br>ンテーション等は行われる予定でしょう<br>か。   | ヒアリング、プレゼンテーション等は行<br>ないません。   |
| 29  | 入札説明書 | 15 | 第6 | 1 |    | (7)  |     |     |   |    | インフラとの接続            | 民間工事の場合に、本計画地の地域<br>は融雪利用に井水のくみ上げが可能な<br>地域と理解しておりますが、本提案にお<br>いて井戸水を利用した融雪システムとし<br>て、ヒートポンプ等にて熱交換のみ実施<br>後に還元井戸等から井水を戻す方式は<br>要求水準範囲内と考えて宜しいでしょう<br>か。   |  |
| 30  | 入札説明書 | 16 | 第6 | 4 |    | (1)  |     |     |   |    | 資金調達·返済<br>計画       | 貴市からの運営備品等調達等業務の<br>対価支払方法をご教示下さい。   | 運営業務の中に含まれます。  |
| 31  | 入札説明書 | 15 | 第6 | 4 |    | (1)  | ア・イ |     |   |    | 資金調達·返済<br>計画       | 貴市で想定されている、入札時における建設一時金の額、若しくは一時金と割賦料の支払割合をご教示願います。これをご教示頂きませんと金融機関と資金調達について個別協議に支障が生じます。  | 建設一時金の額は、設計業務、工事<br>監理業務、建設業務(ただし、建設業<br>務の内、備品等の調達・設置に係るも<br>のは除く)に相当として提案された金額<br>です。これらの業務に係る対価は全額<br>建設一時金で支払います。よって、割<br>賦料の元本の対象となるのは、施設の<br>建設業務(備品等の調達・設置に係る<br>もの)及び開業準備業務の対価相当分<br>として、提案された金額となります。 |
| 32  | 入札説明書 | 16 | 第6 | 4 |    | (1)  | ア   |     |   |    | 建設一時支払金             | 建設業務の内の『備品』とは、要求水準書第2.2、3(3)イの表「事業者が調達する<br>整備する備品の種類」に示すものという<br>理解で宜しいでしょうか。また、運営備<br>品は含まないのでしょうか。  | ご理解のとおりです。運営備品は含みません。  |

| 質問        | 八化武明音 | _  |    |   | 77.1 | -11 | _ |     |   | 1  | ı             | T  | 【第1回】平成23年6月6日回告   |
|-----------|-------|----|----|---|------|-----|---|-----|---|----|---------------|--|--|
| 貝미<br>No. | 書類名   | 頁  | 第1 | 1 | 1)   | (1) | ア | (7) | а | 資料 | 項目名           | 質問の内容  | 回答   |
| 33        | 入札説明書 | 16 | 第6 | 4 |      | (1) | ア |     |   |    | 建設一時支払金       | 建設一時支払金の金額は事業者提案とされています。一般的には、施設建設の対価として建設一時金の割合を大きくすると、貴市の資金調達コストとSPCの資金調達コストの差が、貴市にとってコストメリットになりうると思いますが、ラ新の調達資金が増大する(財政の平準化ができない)デメリットもあります。また、割賦料を無くす金融機関による資金繰りのモニタリングも期待できなくなります。貴市は建設一時支払金がどの程度の金額(割合)が望ましいとお考えでしょうか。 | 建設一時金の額は、設計業務、工事監理業務、建設業務(ただし、建設業務の内、備品等の調達・設置に係るのは除く)に相当する金額です。市では、当該一時金を支払うために起債等による財政措置を行う予定です。よって、建設一時金の額は事業者提案にないて可能な限り低い金額であれば望ましいと考えています。 |
| 34        | 入札説明書 | 16 | 第6 | 4 |      | (1) | ア |     |   |    | 建設一時支払金       | 建設一時支払金は入札時に決定した金額から変動しないと理解してよろしいでしょうか。また、貴市からの要請によって、入札後に建設一時支払金を増減額する場合は、それに伴う増加費用は貴市がご負担されると理解してよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 35        | 入札説明書 | 16 | 第6 | 4 |      | (1) |   |     |   |    | 資金調達·返済<br>計画 | 貴市から支払われるサービス購入料に、運営備品等調達等業務への対価が含まれておりません。支払い形態をお示し下さい。   | 入札説明書についての質問回答No30<br>回答をご参照ください。  |
| 36        | 入札説明書 | 16 | 第6 | 4 |      | (1) | 7 |     |   |    | 割賦料           | ここでの備品等とは、要求水準書第<br>2.2.3)(3)イに示される市専用備品及び<br>共用部備品のみであり、運営備品は含<br>まないという理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 37        | 入札説明書 | 16 | 第6 | 4 |      | (1) | 1 |     |   |    | 割賦料           | 開業準備業務とは第2,4,(4),才の開業準備及び引渡業務及びケの開業準備業務という理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 38        | 入札説明書 | 16 | 第6 | 4 |      | (1) | 1 |     |   |    | 割賦料           | 入札者間の条件を統一するため、入札<br>時の基準金利を市のホームページで公<br>表いただけないでしょうか。  | 公表する予定です。  |
| 39        | 入札説明書 | 16 | 第6 | 4 |      | (1) | ゥ |     |   |    | 委託料           | 委託料(固定料金)は、年4回、計60回<br>の平準化された額とありますが、修繕<br>費については業務を行った年度単位で<br>のお支払として頂けないでしょうか。   | 原案のとおりとします。  |
| 40        | 入札説明書 | 16 | 第6 | 4 |      | (1) | ゥ |     |   |    | 委託料           | 「物価変動に基づき、年1回改定する。」について、配送にかかる車両の燃料高騰に対しては、どのように加味してもらえるのでしょうか。  | 応募者にて合理的と考えるインデック<br>スがある場合、提案してください。市で<br>はかかるインデックスの採用の可否に<br>ついて、合理的と判断した場合は、協<br>議に応じるものとします。  |
| 41        | 入札説明書 | 17 | 第6 | 4 |      | (2) | ア |     |   |    | 提供対象者数の<br>保証 | 提供対象者数の保証とは、21,000食/<br>日を上回る要求を行わないことを保証<br>するという意味で宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |

|           | 人札説明書 | · · | 76. | (0, | /貝 | 미비  | 百 |     |   |    | 1               |   | 【第1回】平成23年8月8日回答                                     |
|-----------|-------|-----|-----|-----|----|-----|---|-----|---|----|-----------------|---|--|
| 質問<br>No. | 書類名   | 頁   | 第1  | 1   | 1) | (1) | ア | (7) | а | 資料 | 項目名             | 質問の内容   | 回答   |
| 42        | 入札説明書 | 18  | 第6  | 4   |    | (2) | 1 |     |   |    | 変更給食数           | 「予定給食数と実施給食数の差は200<br>食以内」とありますが、小学校センター<br>と中学校センターのそれぞれにおいて<br>200食以内でしょうか。または両センター<br>合算に対してでしょうか。   | 小学校給食センターと中学校給食センターのそれぞれにおいて200食以内です。                |
| 43        | 入札説明書 | 18  | 第6  | 4   |    | (2) | 1 |     |   |    | 提供給食数の決定方法      | 変動料金の算定(プラスマイナス200食<br>超の応諾等を含む)は、小学校、中学<br>校でそれぞれ算定するという理解でよ<br>ろしいでしょうか。  | 入札説明書質問回答No.42をご参照くだ<br>さい。                          |
| 44        | 入札説明書 | 21  | 第7  | 4   |    | (1) |   |     |   |    | 支払手続 建設一時支払金    | 建設一時支払金の支払時期は、請求<br>書提出後何日以内を予定しているので<br>しょうか。<br>実施方針についての質問回答No.18に<br>記載の通り平成26年4月となるのでしょ<br>うか。   | 請求書提出後30日以内に支払う予定<br>です。                             |
| 45        | 入札説明書 | 22  | 第8  | 1   |    | (3) |   |     |   |    | 契約保証金           | 「・・・・年間の委託料の100分の20以上」という文章内での『委託料』とは、入札説明書P16、第6,4,(1),ウの委託料の事を示すのでしょうか。   | ご理解のとおりです。<br>なお、本項目の本文を「事業契約書<br>(案)に示します。」に修正します。  |
| 46        | 入札説明書 | 22  | 第8  | 1   |    | (3) |   |     |   |    | 契約保証金           | 契約保証金ですが、施設整備費相当の100分の10以上に相当する金額に、さらに年間の委託料の100分の20以上に相当する金額も加わることは、事業者の負担が重いと考えます。再検討願えませんでしょうか。  | 原案のとおりとします。<br>なお、本項目の本文を「事業契約書<br>(案)に示します。」に修正します。 |
| 47        | 入札説明書 | 22  | 第8  | 1   |    | (3) |   |     |   |    | 契約保証金           | 契約保証金の手段として、履行保証保<br>険のみが規定されていますが、事業契<br>約書(案)第9条第2項には、契約保証<br>会に代わる担保として、国債、有価証<br>券、金融機関の保証、保証事業会社の<br>保証などが規定されております。事業<br>契約書(案)が正との認識で宜しいで<br>しょうか。ご教示願います。 | ご理解のとおりです。<br>本項目の本文を「事業契約書(案)に示<br>します。」に修正します。     |
| 48        | 入札説明書 | 22  | 第8  | 1   |    | (3) |   |     |   |    | 契約保証金           | 契約保証金の額に施設整備費の10%の他、年間委託料の20%相当額が含まれていますが、整備期間の定めですので施設整備費の10%のみとして頂けないでしょうか。   | なお、本項目の本文を「事業契約書                                     |
| 49        | 入札説明書 | 22  | 第8  | 1   |    | (3) |   |     |   |    | 契約保証金           | 本件工事の請負に関し契約保証金を納付するものと理解しておりますが、保証金額を施設整備費相当の100分の10以上に相当する金額及び年間の委託料の100分の20以上に相当する金額の合計とする根拠をお示し下さい。   | No9回答をご参照ください。<br>なお、本項目の本文を「事業契約書                   |
| 50        | 入札説明書 |     |     |     |    |     |   |     |   | 2  | 別添資料2           | 敷地境界線の座標点等がわかる資料<br>を提示願います。  | 敷地境界線の座標点等がわかる資料<br>はありません。                          |
| 51        | 入札説明書 | 25  |     |     |    |     |   |     |   | 2  | 事業用地<br>/計画地現況図 | 計画地の構内道路出入口に、中学校<br>給食センターの館名プレートを取り付け<br>た塀がありますが、館名プレート及び塀<br>の取扱い(中学校給食センター側塀へ<br>の館名プレート再取付等を含む)につい<br>てご教示願います。  | 館名プレートの再取り付けを含めて、<br>適切に設置してください。                    |

|           | <b>学水水华</b> 書 | -  | JU. | <u> </u> | ノ貝 |     | 1.0 |     |   |     |                              |   | 【第1回】平成23年  | -0月0日四合 |
|-----------|---------------|----|-----|----------|----|-----|-----|-----|---|-----|------------------------------|---|---|---------|
| 質問<br>No. | 書類名           | 頁  | 第1  | 1        | 1) | (1) | ア   | (7) | а | 資料  | 項目名                          | 質問の内容   | 回答  | 添付資料    |
| 1         | 要求水準書         | 2  | 第1  | 4        |    |     |     |     |   |     | 要求水準の対象<br>範囲                | ・中学校給食センターについて、「・・・主に運営に関する業務(第5から第8まで)を対象とする・・・」とありますが、基本方針の項目における「衛生管理の徹底」の推進を目的とした上で、中学校給食センターの施設(設備)の改造を本提案に含んでもよろしいでしょうか。・・またその場合、市との協議を前提として建設一時支払金として計上することは可能でしょうか。 | 市は、中学校センターの設備の改造は<br>想定しておりません。   |         |
| 2         | 要求水準書         | 3  | 第1  | 5        | 2) |     | ア   |     |   |     | 献立方式                         | 小学校給食センター・中学校給食センターともに2献立に対応と御座いますが、小学校給食センターは1献立6000食、1献立6000食の2献立という解釈でよろしいですか。また、中学校センターの2献立は現状と同じ方式という解釈でよろしいでしょうか。   | 小学校は、対象となる小学校をA群校、B群校の2つに振り分け、同じメニューを日にちをずらして提供します。学校単位で2つに振り分けるため、食数は6000食ずつにはなりません。中学校は、事前の予約によるAメニューとBメニューの2つの献立を、同じ日に各な人提供します。よって、各センター2献立ずつとなります。以上の内容を追加して、要求水準書を修正します。 |         |
| 3         | 要求水準書         | 4  | 第1  | 6        |    |     |     |     |   | 3,4 | 地区計画                         | 壁面位置の制限において、既存中学校<br>給食センターのトラックヤード壁部分は<br>道路境界線から3m未満の位置にありま<br>すが、備考欄5の適用除外を受けたも<br>のであると理解してよろしいでしょうか。<br>ご教授下さい   | 中学校給食センターは、地区計画の基準に適合して建設されており、適用除外を受けたものではありません。   |         |
| 4         | 要求水準書         | 4  | 第1  | 6        |    |     |     |     |   |     | インフラ条件等                      | 雨水排水・雨水貯留・浸透施設について、特に条件指定・記載がありませんが、雨水処理方法についての行政指導についてご教示下さい。  | 法令等による設置義務はありませんが、十分な排水機能を確保し、周辺環境に配慮した計画としてください。   |         |
| 5         | 要求水準書         | 8  | 第2  | 1        | 1) | (3) | 3   |     |   |     | アレルギー対応<br>食の提供に関す<br>る基本的要件 | ・ここで言う洗浄とは、調理に使用した<br>器具類の洗浄との理解でよろしいでしょうか。<br>・また、洗浄方法は手洗いでなければならないのでしょうか。   | ・後段については、機械等による洗浄も  |         |
| 6         | 要求水準書         | 10 | 第2  | 2        | 2) | (1) |     |     |   |     | 業務の体制づくり                     | 「事業者は、・・・管理技術者・・・」と記載がありますが、「管理技術者」の役割・業務内容について、ご教示願います。  | 設計業務全体を管理する者です。   |         |
| 7         | 要求水準書         | 10 | 第2  | 2        | 2) | (1) |     |     |   |     | 業務の体制づくり                     | 「事業者は、・・・・照査技術者・・・」と記載がありますが、「照査技術者」の役割・業務内容について、ご教示願います。   | 設計全体を照査する者です。   |         |
| 8         | 要求水準書         | 11 | 第2  | 2        | 2) | (3) | 1   |     |   |     | 実施設計                         | 『見積根拠資料、比較表』とあります<br>が、どのような物を想定しているでしょう<br>か。  | 見積書、見積り比較表を想定しております。  |         |
| 9         | 要求水準書         | 11 | 第2  | 2        | 2) | (3) | 1   |     |   |     | 実施設計                         | 見積根拠資料、比較表とは、どのような<br>ものを想定していますでしょうか。  | 要求水準書についての質問回答No8回答をご参照ください。  |         |
| 10        | 要求水準書         | 11 | 第2  |          | 2) | (3) | ゥ   |     |   |     | 開発許可                         | . = '. ''' '  | 計画内容に基づく青森市との協議によって下さい。   |         |
| 11        | 要求水準書         | 11 | 第2  | 2        | 2) | (3) | ゥ   |     |   |     | 開発許可·確認<br>申請等関係書類           | 第1,6には、開発行為には該当しないとの記載がありますが、開発行為に関する協議、申請手続きを行う必要がありますでしょうか。   | 行い、必要となる申請手続きを行うこ   |         |

|           | 是水水準書 | <u> </u> | ノし・ | ( 0 | ノ貝 | 미쁘  |   |     |   |    |                |  | 【第1回】平成23年   | 8月8日凹合       |
|-----------|-------|----------|-----|-----|----|-----|---|-----|---|----|----------------|--|--|--------------|
| 質問<br>No. | 書類名   | 頁        | 第1  | 1   | 1) | (1) | ア | (7) | а | 資料 | 項目名            | 質問の内容  | 回答   | 添付資料         |
| 12        | 要求水準書 | 11       | 第2  | 2   | 2) | (3) | ゥ |     |   |    | 開発許可           |  | 計画内容に基づく青森市との協議によって下さい。  |              |
| 13        | 要求水準書 | 12       | 第2  | 2   | 3) | (1) | ア | 1   |   |    | 緑化             | 緑化率は指定されるのでしょうか。また<br>地衣類等は緑化と認められますか。   | 義務としての基準はありません。  |              |
| 14        | 要求水準書 | 12       | 第2  | 2   | 3) | (1) | ア | \$  |   |    | 配送車車庫          | 配送計画に準じた配送車車庫を確保とあるが、配送車は給食センターに置かなくてはならないのか。貨物自動車運送事業輸送安全規則のもと国土交通省指導により車庫は営業所に併設となっているため、弊社の営業所での点検出発及び車両保管が可能か否か。否の場合は、給食センター内に弊社営業所を設置することとなります。     | を給食センターの敷地内、敷地外に置く   |              |
| 15        | 要求水準書 | 12       | 第2  | 2   | 3) | (1) | ア | 7   |   | 6  | 施設内ゾーニン<br>グ計画 | 「児童の見学等に対応した40人乗バス1台分のスペースを確保する。」とあり、資料6諸室リスト、屋外施設、駐車場、要求事項欄には、「施設見学用の40人乗バスが3台駐車できるスペースを確保すること。」とありますが、バス駐車スペースは1台確保するという理解でよろしいでしょうか、ご教授下さい            | バス駐車スペースは1台です。<br>資料6の駐車場の要求事項を「・施設見<br>学用の40人乗バス1台駐車できるス<br>ペースを確保すること。」に修正します。 | 資料6(修正<br>版) |
| 16        | 要求水準書 | 12       | 第2  | 2   | 3) | (1) | ア | 7   |   |    | 敷地内ゾーニング計画     | バスの駐車スペースが1台分とありますが、資料6では3台必要とあります。いずれが正でしょうか。   | 要求水準書についての質問回答No15<br>回答をご参照ください。  |              |
| 17        | 要求水準書 | 12       | 第2  | 2   | 3) | (1) | ア |     |   |    | 敷地内ゾーニン<br>グ計画 | 提案する事業者従業員の駐車場については、事業期間にわたって無償で使用できるという理解でよいでしょうか。  | 敷地内においては、ご理解のとおりで<br>す。  |              |
| 18        | 要求水準書 | 12       | 第2  | 3   | 3) | (1) | ア |     |   |    | 施設配置及びゾーニング計画  | ⑦に「40人乗バス1台分のスペースを確保する」とありますが、要求水準書資料6 諸室リストの「屋外施設 駐車場」の項目には、「施設見学用の40人乗バスが3台駐車できるスペースを確保」とあります。敷地に余裕がないため、要求水準書本文を正として、1台分のスペースを確保すればよろしいでしょうか。ご教示願います。 | 要求水準書についての質問回答No15<br>回答をご参照ください。  |              |
| 19        | 要求水準書 | 12       | 第2  | 2   | 3) | (1) | ア |     |   |    | 施設配置及びソーニング計画  |  | 工業団地のため、近隣は工業団地内企業となります。「青森市西部工業団地連絡協議会」との連携協力をお願いします。                           |              |
| 20        | 要求水準書 | 12       | 第2  | 2   | 3) | (1) | ア | 7   |   |    | 建築本体要求水準       | 見学バスの駐車スペースについて、本<br>文では1台分、資料では3台分の確保と<br>なっていますが、どちらが正でしょうか。   | 要求水準書についての質問回答No15<br>回答をご参照ください。  |              |

| FF BE     |       |    |    |   | _  | _   |   |     |   |    |               | -  | 【第1回】平成23年   |      |
|-----------|-------|----|----|---|----|-----|---|-----|---|----|---------------|--|--|------|
| 質問<br>No. | 書類名   | 頁  | 第1 | 1 | 1) | (1) | ア | (7) | а | 資料 | 項目名           | 質問の内容  | 回答   | 添付資料 |
| 21        | 要求水準書 | 12 | 第2 | 2 | 3) | (1) | ア | 8   |   |    | 事業者従業員駐車場     | 事業者従業員駐車場を計画敷地内に設置できない場合、計画地外に用地等を確保せざるを得ませんが、そのためのコストが事業費を圧迫することが懸念されます。予定価格は、計画敷地内に要求水準(指定建ペい、その他条件等)を満たす施設を配置したうえで、事業者従業員駐車場も敷地内に配置可能なプラン検証を行ったうえで設定されているという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。   |      |
| 22        | 要求水準書 | 12 | 第2 | 2 | 3) | (1) | ア | 8   |   |    | 事業者従業員駐車場     | 中学校給食センターの駐車場部分を立体化して小学校給食センターの事業者従業員駐車場と兼ねることは可能でしょうか。  |  |      |
| 23        | 要求水準書 | 13 | 第2 | 2 | 3) | (1) | 1 | 7   |   |    | 施設内ゾーニング      | 「廃棄物の搬出動線は、洗浄度区分の<br>区域ごとに搬出可能とし、・・・」と記載が<br>ありますが、「洗浄度区域」とは、「汚染<br>区域・非汚染区域」の区域ごとの解釈で<br>よろしいでしょうか、ご教示願います。   | 「洗浄度区分の区分ごとに」を「汚染区   |      |
| 24        | 要求水準書 | 13 | 第2 | 2 | 3) | (1) | 1 | 8   |   |    | 施設内ゾーニング      | りますが、「汚染を極力避ける必要がある作業区域」とは、「非汚染区域」の解   | ご理解のとおりです。<br>「微生物等による汚染を極力避ける必要がある作業区域は、・・・」に、「微生物等による汚染を極力避ける必要がある作業区域(非汚染区域)は、・・・」を追加して修正します。 |      |
| 25        | 要求水準書 | 13 | 第2 | 2 | 3) | (2) |   | 2   |   |    | 平面計画·断面<br>計画 | 「給食エリアは、1階に全て配置することが望ましい。」とありますが、「1階」とは、ワンフロアの意と理解して宜しいでしょうか。  | 1階とは地上1階を意味する施設の1階であり、1つの階にまとめるワンフロアという意味ではではありません。また、「1階」を「1階(地上階)」と追加して修正します。                  |      |
| 26        | 要求水準書 | 14 | 第2 | 2 | 3) | (3) |   |     |   |    | 備品            | 表「事業者が調達する備品の種類」で<br>共用部備品の所有は事業者とされてお<br>りますが、研修室に設置するスピーカー<br>やAV機器、スクリーン等、施設と一体的<br>に整備され、或いは施設に据え付けら<br>れるような機器も事業者所有の備品に<br>なりますでしょうか。                                  | ご理解のとおりです。   |      |
| 27        | 要求水準書 | 14 | 第2 | 2 | 3) | (5) | ア |     |   |    | 仕上げ計画         | ①に「周辺環境との調和を図る」とありますが、景観条例等から、特別な規定<br>(絶対条件など)がありましたらご教示願います。   | 青森市景観条例の内容については、青森市都市整備部都市政策課に確認して<br>下さい。   |      |
| 28        | 要求水準書 | 15 | 第2 | 2 | 3) | (5) | ゥ | 4   |   |    | 内部仕上げ         | 給食エリアに関する扉は、鋼板焼付け<br>塗装とすることは可能でしょうか。  | 事業者の提案に委ねます。   |      |
| 29        | 要求水準書 | 15 | 第2 | 2 | 3) | (6) |   |     |   |    | 外構計画          | 中学校給食センターと一体感を表現するような外構計画としようと考えた場合、中学校給食センター敷地内(例えば駐車場部分)において、何かしら外構工事や建築工事をしてもよいのでしょうか。  | 事業者の提案に委ねます  |      |
| 30        | 要求水準書 | 16 | 第2 | 2 | 3) | (6) | イ |     |   |    | 外構計画          | 敷地内の構内道路について、現状の中<br>学校センター側の車両動線のルートや<br>ルールを、明確にご教示願います。   | 事業者の提案に委ねます。   |      |
| 31        | 要求水準書 | 16 | 第2 | 2 | 3) | (6) | 1 |     |   |    | 外構計画          | 歩道の切下げ箇所数に制限がありましたらご教示ください。  | 原則1箇所となります。設計上複数とする場合は、青森市都市整備部道路維持課との協議が必要となります。  |      |

| _ >       | 5水小华青 | - 1 | -0 | C 0. | ノ貝 |     | 4 🖂 |     |   |    |              |  | 【第1四】平成23年   | олоцын |
|-----------|-------|-----|----|------|----|-----|-----|-----|---|----|--------------|--|--|--------|
| 質問<br>No. | 書類名   | 頁   | 第1 | 1    | 1) | (1) | ア   | (7) | а | 資料 | 項目名          | 質問の内容  | 回答   | 添付資料   |
| 32        | 要求水準書 | 16  | 第2 | 2    | 3) | (6) | 1   | 3   |   |    | 構内道路·駐車<br>場 | 配送車の通路について「適切な融雪・除排雪対策ができるようにすること」とありますが、今回計画地の分割により二分される構内道路の中学校給食センター側の部分について、保守管理業務の円滑な遂行のための対策工事は施工可能として本提案に含めて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。ただし、中学校給<br>食センターの業務に支障がでないよう<br>にすることが必要です。 |        |
| 33        | 要求水準書 | 16  | 第2 | 2    | 3) | (6) | 1   | 3   |   |    | 構内道路·駐車場     | 駐車場について「適切な融雪・除排雪<br>対策ができるようにすること」とあります<br>が、中学校給食センター側の駐車場に<br>ついて保守管理業務の円滑な遂行の<br>ための対策工事は施工可能として本提<br>案に含めて宜しいでしょうか。     | ご理解のとおりです。ただし、中学校給<br>食センターの業務に支障がでないよう<br>にすることが必要です。 |        |
| 34        | 要求水準書 | 16  | 第2 | 2    | 3) | (6) | ゥ   |     |   |    | 雨水排水         | 小学校敷地内の南西側に側溝及び油水分離層のような施設があります。新施設の配置計画に支障がある場合、機能を満足させ移設したいのですが可能でしょうか。  | ご理解のとおりです。   |        |
| 35        | 要求水準書 | 16  | 第2 | 2    | 3) | (6) | +   |     |   |    | 外構計画         | 現正門には門扉が無く、また、中学校センターの他の門もチェーンとなっています。敷地外からの侵入防止等の観点からこれらの諸門を含めた提案を求めているのでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |        |
| 36        | 要求水準書 | 16  | 第2 | 2    | 3) | (7) |     |     |   |    | その他          | 「施設名称の表示及び「原子燃料サイクル事業推進特別対策事業」の看板を構内に設けること。」と記載がありますが、名称の誤記ではないでしょうか。ご教示願います。  | 「原子燃料サイクル事業推進特別対策<br>事業」の補助を受けることを予定しています。             |        |
| 37        | 要求水準書 | 16  | 第2 | 2    | 3) | (7) |     |     |   |    | その他          | 「施設名称の表示及び看板を構内に設けること。」が必要な場合の看板の大きさ、仕様等の条件提示をお願い致します。   | 選定された事業者に示します。   |        |
| 38        | 要求水準書 | 16  | 第2 | 2    | 3) | (7) |     |     |   |    | その他          | 「「原子燃料サイクル事業推進特別対策事業」の看板を構内に設けること」とありますが、原子燃料サイクル事業について施設側で対応する必要のある事柄がありましたら、ご教示願います。                                       | 名称掲示以外は特にありません。  |        |
| 39        | 要求水準書 | 16  | 第2 | 2    | 3) | (7) |     |     |   |    | その他          | 「「原子燃料サイクル事業推進特別対策事業」の看板を構内に設けること」とありますが、看板の設置条件、サイズ等指定がありましたらご教示ください。   | 要求水準書についての質問回答No37<br>回答をご参照ください。                      |        |
| 40        | 要求水準書 | 17  | 第2 | 2    | 4) | (1) | 1   |     |   |    | 一般事項         | 「省資源・省エネルギーを考慮した設備を採用し、エリアごと、・・・・」と記載がありますが、「エリア」とは、給食エリア、事務エリアの解釈でよろしいでしょうか、ご教示願います。  | 具体的には、下処理エリア、調理エリ                                      |        |
| 41        | 要求水準書 | 17  | 第2 | 2    | 4) | (1) | 3   |     |   |    | 災害時機能        | 要求水準書(案)についての質問回答<br>No.64において、炊き出し等の機能は想<br>定していないとの回答ですが、炊き出し<br>等の機能を付加した提案は一切評価さ<br>れないという理解でよろしいでしょうか。                  | 提案により評価される場合もあります。                                     |        |

| <b>—</b> 3 | 是來水準書 | <b>∓</b> I ← | ノし、 | CU | ノ貝 | 미쁘  |   |     |     |    |               |  | 【第1回】平成23年   | 0月0日凹台 |
|------------|-------|--------------|-----|----|----|-----|---|-----|-----|----|---------------|--|--|--------|
| 質問<br>No.  | 書類名   | 頁            | 第1  | 1  | 1) | (1) | ア | (7) | а   | 資料 | 項目名           | 質問の内容  | 回答   | 添付資料   |
| 42         | 要求水準書 | 17           | 第2  | 2  | 4) | (1) | 3 |     |     |    | 一般事項          | 「災害時にも・・・・施設の防災機能に配慮した計画・・・」と記載がありますが、<br>「防災機能」の必要な具体的な機能・要求内容をご提示願います。   | 事業者の提案に委ねます。   |        |
| 43         | 要求水準書 | 17           | 第2  | 2  | 4) | (1) | 3 |     |     |    | 災害時機能         | 災害時に有する一定の機能には、給食<br>エリアの厨房機器を稼動させ調理を行<br>う機能は含まないと考えてよろしいで<br>しょうか。   | 災害の程度にもよりますが、基本は含むことと考えています。   |        |
| 44         | 要求水準書 | 17           | 第2  | 2  | 4) | (2) | ア | (才) |     |    | 一般事項          | 集中管理パネル主機による一括管理には、エレベーターの発停、空調の温度制御は含まないと考えてよろしいでしょうか。  |  |        |
| 45         | 要求水準書 | 17           | 第2  | 2  | 4) | (2) | 1 | а   | (d) |    | 電灯・コンセント 設備   | ここでの照明は給食エリア内全てと考え<br>てよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |        |
| 46         | 要求水準書 | 18           | 第2  | 2  | 4) | (2) |   | b   | (c) |    | 受変電·発電設<br>備  | 太陽光発電システムを設置しない場合、カラーディスプレイ装置の設置は不要という理解でよろしいでしょうか。  | 事業者の提案に委ねます。   |        |
| 47         | 要求水準書 | 20           | 第2  | 2  | 4) | (3) | 1 | а   |     |    | フィルター等        | 要求水準書(案)についての質問解答Mo. 75にて要求水準とするフィルタはHEPAフィルタとの回答がございますが、HEPAフィルタは高額かつ目が詰まりやすいため、交換費用が膨れ上がる懸念がございます。要求水準を一般的な高性能フィルタ、中性能フィルタに変更してい頂けないでしょうか。 |  |        |
| 48         | 要求水準書 | 20           | 第2  | 2  | 4) | (3) | 1 | а   | (a) |    | 空気調和·換気<br>設備 | 強制排気設備はレンジフードを指すと<br>考えてよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |        |
| 49         | 要求水準書 | 21           | 第2  | 2  | 4) | (3) | 1 | а   | (j) |    | 空気調和·換気<br>設備 | 調理研修室とあるのは、資料6事務エリアの管理所室欄にある献立研修室と同室と考えてよろしいでしょうか。   |  |        |
| 50         | 要求水準書 | 21           | 第2  | 2  | 4) | (3) | イ | b   | (b) |    | 衛生器具設置        | すべての手洗い設備に、ペーパータオルと温風乾燥機等の両方を設置する必要があるのでしょうか。  | 学校給食従業者専用の手洗い設備は使い捨てペーパータオルとし、他の手洗い設備については使い捨てペーパータオル、温風乾燥機のどちらでも構いません。要求水準書の第2の2の4)の(3)イb(j)の「ハンドドライヤー」を「使い捨てペーパータオル・温風乾燥機等」に修正します。 |        |
| 51         | 要求水準書 | 21           | 第2  | 2  | 4) | (3) | 1 | b   | (j) |    | 衛生器具設置        | ハンドドライヤーとは何でしょうか。(b) の温風乾燥機と同じものでしょうか。<br>調理従事者用便所を含めすべての便<br>所に設置しなければならないでしょう<br>か。  | 要求水準書についての質問回答No50<br>回答をご参照ください。  |        |
| 52         | 要求水準書 | 21           | 第2  | 2  | 4) | (3) | 1 | b   | (j) |    | 衛生器具設備        | 「各便所にはハンドドライヤーを設置すること。」と記載がありますが、衛生的に<br>考えハンドドライヤーの使用は、来客者<br>用便所のみと思われますが、貴市のお<br>考えをご教示願います。  | 要求水準書についての質問回答No50<br>回答をご参照ください。  |        |

|           | 要求水準書 |    | フし・ | ( 0 | ノ貝 | 미미  |   |     |     |    |                    |  | 【第1回】平成23年   | 0月0日凹合                            |
|-----------|-------|----|-----|-----|----|-----|---|-----|-----|----|--------------------|--|--|-----------------------------------|
| 質問<br>No. | 書類名   | 頁  | 第1  | 1   | 1) | (1) | ア | (7) | а   | 資料 | 項目名                | 質問の内容  | 回答   | 添付資料                              |
| 53        | 要求水準書 | 21 | 第2  | 2   | 4) | (3) | 1 | b   | (i) |    | 衛生器具設備             | 『停電時に対応可能な手元バルブ・・・』とありますが、停電時はポンプなどの機器もとまりますが、どのような想定をしているのかご教授下さい。また、衛生管理を考えると、停電時に使用可能な水洗を設けることでも良いかご教授下さい。                          | ご理解のとおりです。   |                                   |
| 54        | 要求水準書 | 22 | 第2  | 2   | 4) | (3) | 1 | С   | f   |    | 給水·給湯·給蒸<br>気設備    | い機能を有すること。また、配管にはろ   | 等を考慮し、よりよいものをご提案下さ   |                                   |
| 55        | 要求水準書 | 22 | 第2  | 2   | 4) | (3) | 1 | С   | (i) |    | 給水                 | 「硫酸イオンが通常よりも高い」のは、<br>ボイラーに給水される系統だけでしょう<br>か。   | 全ての上水の系統です。飲用として全く<br>問題ありませんが、ボイラー使用の際<br>は水質に十分にご留意ください。   |                                   |
| 56        | 要求水準書 | 27 | 第2  | 3   | 3) | (3) | イ | (7) | b   |    | 冷蔵庫、冷凍庫            | 肉類冷凍庫と魚類冷凍庫において「解凍機能付」と記載があり、資料6 諸室リスト内の「魚肉下処理室」においては「室内に解凍庫(カートイン式)を設置」と記載がございます。この2つは、同じ使い方を想定したものと考えてよろしいでしょうか。                     | 食材の解凍については、解凍機能付き<br>冷凍庫にはこだわりませんので、事業<br>者の作業負担を考えて提案してください。<br>なお、肉類冷凍庫と魚類冷凍庫の「解<br>凍機能付」を削除します。添付資料をご<br>参照ください。<br>また、資料6の魚肉下処理室の「「室内<br>に解凍庫(カートイン式)を設置」は削除<br>します。 | 要求水準書<br>p27(修正版)<br>資料6(修正<br>版) |
| 57        | 要求水準書 | 27 | 第2  | 3   | 3) | (3) | イ | (ア) | b   |    | 冷蔵庫・冷凍庫            | 『解凍機能付』と記載がありますが、諸<br>室リストには、魚肉下処理室には解凍<br>庫を設置するとなっています。運用上必<br>要な解凍設備を設ければよいか、ご教<br>授下さい。  | 要求水準書についての質問回答No56<br>回答をご参照ください。  |                                   |
| 58        | 要求水準書 | 27 | 第2  | 3   | 3) |     | 1 | (7) | b   |    | 食材の検収・保管・下処理機器     | 食材の冷蔵・冷凍保管は野菜類冷蔵<br>庫、野菜類冷凍庫、冷凍食品冷凍庫、<br>類冷蔵庫、魚類冷凍庫、肉類冷凍<br>庫、肉類冷蔵庫を設置することが要求<br>水準でその他の冷蔵庫の設置は事業<br>者提案でよろしいですか。                      | 要求水準書についての質問回答No160<br>回答をご参照ください。   |                                   |
| 59        | 要求水準書 | 27 | 第2  | 3   | 3) |     | 1 | (7) | b   |    | 食材の検収・保管・下処理機器     | 魚類冷凍庫(-20℃)と肉類冷凍庫(-20℃)の解凍機能付きと御座いますが、要求水準書(案)の質問解答で「解凍機能付きにはこだわりませんので、事業者の作業負担を考えて提案してください。」とご回答頂きました。同様の考え方でよろしいでしょうか。               | 要求水準書についての質問回答No56<br>回答をご参照ください。  |                                   |
| 60        | 要求水準書 | 27 | 第2  | 3   | 3) | (3) | イ | (ア) | h   | 6  | 食材の検収・保<br>管・下処理機器 | 「ビニール袋、手袋、マスク等を保管できる設備を上処理室内から利用しやすい位置に設置すること。」とありますが、資料6諸室リストの物品庫は、下処理エリア内に計画するようになっております。 下処理エリア・調理エリア共に物品庫が必要という理解でよろしいでしょうか、ご教授下さい | ご理解のとおりです。<br>資料6について、調理エリアに物品庫を<br>追加します。   | 資料6(修正<br>版)                      |
| 61        | 要求水準書 | 27 | 第2  | 3   | 3) | (3) | 1 | (7) | h   |    |                    | ビニール袋、手袋、マスク等を保管できる設備を、「上処理室内から利用しやすい位置に設置」と記載がございますが、「イ食材の検収・保管・下処理機器」の項にあたるため、「下処理室内から利用しやすい位置」と読み替えるべきか、ご教授下さい。                     | 要求水準書についての質問回答No60<br>回答をご参照ください。  |                                   |

| = 3       | 安水小华音 | <b>∓</b>   ← | フし、 |          | ノ貝 |          |          |                 |   |    |                    |  | 【第1回】平成23年                                     | -0月0口凹台                  |
|-----------|-------|--------------|-----|----------|----|----------|----------|-----------------|---|----|--------------------|--|--|--------------------------|
| 質問<br>No. | 書類名   | 頁            | 第1  | 1        | 1) | (1)      | ア        | (7)             | а | 資料 | 項目名                | 質問の内容  | 回答   | 添付資料                     |
| 62        | 要求水準書 | 27           | 第2  | 3        | 3) | (3)      | ゥ        | (ア              | а |    | 調理·加工機器            | 和え物用の釜は冷却機能付きが必須<br>でしょうか。   | 和え物用の釜は冷却機能付きが必須<br>です。                        |                          |
| 63        | 要求水準書 | 27           | 第2  | 3        | 3) | (3)      | ゥ        | (7)             | а |    | 調理釜                | 魚介茹で用の調理釜は、資料9のどこ<br>に含まれているものでしょうか。   | 資料9 B<上処理・釜調理室>のNo14<br>蒸気回転釜に含まれるものとします。      |                          |
| 64        | 要求水準書 | 28           | 第2  | 3        | 3) | (3)      | ゥ        | (1)             | b |    | その他                | 移動式フードスライサーを野菜用とは別に2台以上設けることとございますが、想定されている使用目的をご教授下さい。  | かまぼこ、ハム、油揚げ等の野菜以外                              |                          |
| 65        | 要求水準書 | 28           | 第2  | 3        | 3) | (3)      | オ        | (7)             |   |    | 総合事項               | 「必要に応じて設置場所を区画」とは事<br>業者提案によるものとしてよいですか。   |  |                          |
| 66        | 要求水準書 | 28           | 第2  | 3        | 3) | (3)      | オ        | (イ)             | d |    | 食器洗浄機              | 食器洗浄機の項目についての記載にも<br>かかわらず、「個別に手洗い」となってお<br>りますが、その意図をご教示ください。   | 要求水準書についての質問回答No5回答をご参照ください。                   |                          |
| 67        | 要求水準書 | 29           | 第2  | 3        | 3) | (3)      | オ        | ( <b>+</b><br>) | b |    | 消毒保管庫              | 食缶もコンテナに収納した状態で消毒<br>する必要があるのでしょうか。  | 必ずしもコンテナごとの必要はありません。作業負担の低減につながるご提案<br>を期待します。 |                          |
| 68        | 要求水準書 | 30           | 第2  | 3        | 3) | (4)      | ア        |                 | b |    | 厨房設備の配置<br>等について   | ・ここでいう各作業区域の入口とは、各前室および荷受室、配送・回収風除室という理解でよろしいでしょうか。 ・また、エアシャワーおよびエアカーテンを設置する入口は、全ての入口に設置するのではなく、適宜事業者の提案としてもよいかご教授下さい。 |  |                          |
| 69        | 要求水準書 | 31           | 第2  | 3        | 3) | (5)      |          |                 |   |    | 調理温度等管理システム        | 調理温度を温度管理する際に回転金などで調理する食材ついてはデジタル記録付き中心温度計で測定し、パソコンに記録する方法でよろしいでしょうか。  | 事業者の提案に委ねます。                                   |                          |
| 70        | 要求水準書 | 34           | 第4  | 3        |    | (1)      |          |                 | 7 |    | 別途工事               | 業務期間中に、市の別途工事として『光<br>ケーブルの配線工事』があるとのことで<br>すが、具体的な工事期間をお示し頂け<br>ないでしょうか。  | 選定された事業者に示します。                                 |                          |
| 71        | 要求水準書 | 37           | 第5  |          |    |          |          |                 |   |    | 運営備品等調達<br>等業務要求水準 | 要求水準書に出てくる「備品」の定義が<br>不明確です。建築備品と運営備品の違<br>いが分かる備品リストを提示願います。  | 運営備品等は、第5運営備品等調達等<br>業務要求水準に示したとおりです。          |                          |
| 72        | 要求水準書 | 37           | 第5  | 1        |    | (2)      |          |                 |   |    | 業務対象範囲             | 中学校給食センターの食器、食缶、食器かご等について、要求水準書(案)についての質問回答No.133で資料12を修正するとありましたが、依然齟齬があります。本編と資料のいずれが正でしょうか。                         | 本編が正です。資料12を修正します。                             | 資料12:器具<br>貸与一覧(修<br>正版) |
|           |       |              | 1   | <u> </u> |    | <u> </u> | <u> </u> | <u> </u>        | 1 | 1  |                    |  |  |                          |

|           | <b>文水小华</b> 音 |          |    |   | <i>,</i> | 111111111111 | 1 🗆 |                   |   |    | ı                | I   | 第1回】平成23平   | 07701121 |
|-----------|---------------|----------|----|---|----------|--------------|-----|-------------------|---|----|------------------|---|---|----------|
| 質問<br>No. | 書類名           | 頁        | 第1 | 1 | 1)       | (1)          | ア   | (7)               | а | 資料 | 項目名              | 質問の内容   | 回答  | 添付資料     |
| 73        | 要求水準書         | 37       | 第5 | 2 |          | (1)          |     |                   |   |    | 調理に必要な備品類        | 「故障・破損時予備品も」とありますが、開業前の調達時に用意するものでしょうか。51ページ「各種備品等保守管理業務 修繕更新業務」では、修繕更新時期を想定しておき、その時期に調達するもののように解釈できますが、いかがでしょうか。または、修繕更新の品のほかに、ある程度の予備数量を開業時に用意するとの意でしょうか。 | 開業時には、一定の予備品も含めて調<br>達済みの状態としてください。   |          |
| 74        | 要求水準書         | 37       | 第5 | 2 |          | (1)          |     |                   |   |    | 調理に必要な備<br>品類    | 後に準備するという理解でよろしいで   | 追加の対象校への給食が提供される<br>時点で、一定の予備品も含めて調達済<br>みの状態としてください。費用は事業者<br>の負担です。                                     |          |
| 75        | 要求水準書         | 38       | 第5 | 2 |          | (2)          | 1   | ( <del>\$</del> ) |   |    | 食器類              | 食器は最大3種類を同時に使用する事とございますが、資料11中学校センターの同日における使用食器類は2献立とも同じパターンの食器類を使用していますが、小学校センターについても2献立とも同じパターンで食器類を使用する、と考えてよろしいでしょうか。                                   | 中学校の2献立とはパターンが異なりま  |          |
| 76        | 要求水準書         | 38       | 第5 | 2 |          | (2)          | 1   | (I)               |   |    | 食器類              | 食器類については、事業期間内に2回<br>更新と御座いますが、食器類とは食器<br>のみでしょうか。トレイや先丸スプーン<br>まで含むのでしょうか。   | 食器類とは、資料10に示すものです。  |          |
| 77        | 要求水準書         | 38       | 第5 | 2 |          | (2)          | 1   | ( <b>I</b>        |   |    | 運営備品の調達          | 事業期間内に2回更新する食器類の対<br>象品は食器だけで宜しいですか。  | 要求水準書についての質問回答No76<br>回答をご参照ください。   |          |
| 78        | 要求水準書         | 38       | 第5 | 2 |          | (2)          | ゥ   |                   |   |    | 食缶等              | 食缶の形状(丸型・角型等)については、事業者提案によるものとしてよいですか。  | ご理解のとおりです。  |          |
| 79        | 要求水準書         | 37<br>38 | 第5 | 2 |          | (2)          | イウ  | (t)<br>(t)        |   |    | 食器、食缶、食器かご等      | 「予備の食器等を準備」とありますが、開業前の調達時に用意するものでしょうか。38ページに「食器類は2回、食缶は1回すべてを更新」とありますが、更新のほかに、ある程度の予備数量を開業時に用意するとの意でしょうか。   | ご理解のとおりです。  |          |
| 80        | 要求水準書         | 38       | 第5 | 2 |          | (2)          | I   | (7)               |   |    | バイキング給食<br>専用食器類 | バイキング給食用食器の大凡の寸法及<br>び数量をお示しください。   | 食器の参考例を資料10-2に示します。<br>数量は、80人に対応できる数量としてく<br>ださい。<br>また、要求水準書p38に「(イ) 80人に対<br>応できる数量を用意すること」を追加し<br>ます。 | 資料10-2   |

|           | 要求水準書 | -1- | 76. |   | ノ貝 |     | 1日 |     |   |          | T       |   | 【第1回】平成23年  | 0月0日凹合 |
|-----------|-------|-----|-----|---|----|-----|----|-----|---|----------|---------|---|---|--------|
| 質問<br>No. | 書類名   | 頁   | 第1  | 1 | 1) | (1) | ア  | (7) | а | 資料       | 項目名     | 質問の内容   | 回答  | 添付資料   |
| 81        | 要求水準書 | 38  | 第5  | 2 |    | (3) | ア  |     |   |          | コンテナ    | コンテナのサイズを統一とする主旨をご教示ください。   | 複数のサイズによる提案も可とします。「〜大きさを選定し、統一すること。」を「〜大きさを選定すること。」と修正します。  |        |
| 82        | 要求水準書 | 38  | 第5  | 2 |    | (3) | ア  |     |   |          | コンテナ    | 参考に、既存の小学校と中学校のコン   | コンテナ外形サイズは以下のとおりです。<br>既存小学校 幅1,510mm、奥行<br>740mm、高さ1,420mm<br>中学校 幅1,350mm、奥行760mm、高さ<br>1,690mm |        |
| 83        | 要求水準書 | 38  | 第5  | 2 |    | (3) | ア  |     |   |          | コンテナ    |   | 要求水準書についての質問回答No81<br>回答をご参照ください。   |        |
| 84        | 要求水準書 | 38  | 第5  | 2 |    | (3) | イ  |     |   |          | コンテナ    | 「予備のコンテナを準備」とありますが、<br>「事業期間内に1回、すべてを更新」するものとは別途に用意が必要との意で<br>しょうか。   | ご理解のとおりです。  |        |
| 85        | 要求水準書 | 39  | 第5  | 4 |    | (1) |    |     |   | 資料<br>12 | 貸与備品    |   | 要求水準書についての質問回答No72<br>回答をご参照ください。   |        |
| 86        | 要求水準書 | 39  | 第5  | 4 |    | (1) |    |     |   |          | 貸与備品の確認 | 運営業務開始までに過不足や通常使用に耐えられないと判断される備品の補充は貴市の費用で実施されるという理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |        |
| 87        | 要求水準書 | 40  | 第6  | 2 |    | (1) | Ċ  |     |   |          | 劣化状況の確認 | 「ウ 劣化状況の確認」により、交換・更新が必要と判断されるものについては、市の費用にて対応いただけるものとの理解で宜しいでしょうか。  |   |        |
| 88        | 要求水準書 | 40  | 第6  | 2 |    | (1) | ゥ  |     |   |          | 劣化状況の確認 | 「ウ 劣化状況の確認」を行ったにも係わらず、突発的に故障してしまう設備もあるかと思います。その際の修繕費用や運営業務に影響があった場合の責任に関しては、免れるとの理解で宜しいでしょうか。                               | ご理解のとおりです。  |        |
| 89        | 要求水準書 | 40  | 第6  | 2 |    | (1) | オ  |     |   |          | リハーサル   | 業務期間中の中学校給食センターの使用にあたっての光熱水費は事業者の負担とありますが、平成26年1月から平成26年3月の期間で中学校給食センターを使用した日との理解でよろしいでしょうか。その場合、事業者が使用した分をどのように計算するのでしょうか。 | は、事業者提案を踏まえての協議によ   |        |
| 90        | 要求水準書 | 41  | 第6  | 2 |    | (3) | ア  | (7) |   |          | パンフレット  | 「各3,000部を作成」とありますが、「各」<br>とは、A3版とA4版それぞれのことでしょ<br>うか。それとも小学校センターと中学校<br>センターの意でしょうか。  | 「各3,000部を作成」は「小学校セン   |        |
| 91        | 要求水準書 | 41  | 第6  | 2 |    | (3) | ア  | (1) |   |          | パンフレット  | 年1回の更新は原版データのみであり、<br>印刷は不要という理解でよろしいでしょ<br>うか。   | ご理解のとおりです。  |        |
| 92        | 要求水準書 | 41  | 第6  | 2 |    | (3) | イ  |     |   |          | DVD     | 『学校やごみ処理過程まで含め』とありますが、現在行っている処理の方法や場所など御開示願います。また、新たに取り組む予定の処理などございましたら御開示願います。   | を委託しています。小学校給食センター  |        |

| × 41 × 11 × 11 × 11 × 11 × 11 × 11 × 11 |    | -0   | CU  | ノ只  | 11111   | 4 🗆   |                     |               |   |                   |  | 【第1四】平成23年   | олопы                                       |
|---|----|--|---|---|---|---|---------------------|---------------|---|-------------------|--|--|---|
| 書類名                                     | 頁  | 第1   | 1   | 1)  | (1)   | ア   | (7)                 | а             | 資料  | 項目名               | 質問の内容  | 回答   | 添付資料  |
| 要求水準書                                   | 41 | 第6   | 2   |   | (4)   |   |                     |               |   | 開所式支援             | でおく費用項目等があればご教示ください。また、試食会などを想定されていま   | ・後段については、開所式の内容につ  |   |
| 要求水準書                                   | 45 | 第7   | 1   |   | (2)   | ア   |                     |               |   |                   | 築設備保守管理業務には〇印がなく、<br>対象外となっているが、P64の表には<br>ボイラー運転管理者を1名以上配置し、<br>ボイラーの運転監視を行うとされてい<br>る。ボイラーの運転監視は行うが建築<br>設備保守管理業務には含まれないと理 | 守管理業務は別途業者に委託します。<br>よって、p45表の中学校センター・イ 建<br>築設備保守管理業務については、「△ |   |
| 要求水準書                                   | 45 | 第7   | 1   |   | (2)   | ア   |                     |               |   | 維持管理業務の範囲         |  |  |   |
| 要求水準書                                   | 45 | 第7   | 1   |   | (2)   | ア   | +                   |               |   | エネルギー管理支援         |  |  |   |
| 要求水準書                                   | 45 | 第7   | 1   |   | (2)   | ア   |                     |               |   | 維持管理業務の範囲         | 中学校給食センターにおけるボイラー<br>の保守管理は業務外との理解で宜しい<br>でしょうか。   | 要求水準書についての質問回答No94<br>回答をご参照ください。                              |   |
| 要求水準書                                   | 45 | 第7   | 1   |   | (2)   | ア   |                     |               |   | 維持管理業務の<br>範囲     | 中学校給食センターにおける警備業務において、既存の警備会社等が公表されていません。事業者としては現在の状況が不明のため、今回新たに警備システムを導入しようと考えていますが、可能でしょうか。                               | ご理解のとおりです。   |   |
| 要求水準書                                   | 47 | 第7   | 2   |   | (5)   | 1   |                     |               |   | 事業期間終了時<br>の検査    | 接合部のボルトのゆるみ等とありますが、耐火被服等で覆われているボルトの確認はそのままでは不可能と考えますが、被服されていない箇所に限定していただけないでしょうか。  | 耐火被覆されていて確認が困難な部分<br>については対象外とします。                             |   |
| 要求水準書                                   | 47 | 第7   | 2   |   | (5)   |   |                     |               |   | 事業期間終了時<br>の検査    | 当該検査では目視にて検査できる範囲<br>を対象とし、隠蔽部分は検査対象外と<br>の理解で宜しいでしょうか。  | 要求水準書についての質問回答No99<br>回答をご参照ください。                              |   |
| 要求水準書                                   | 51 | 第7   | 5   |   | (1)   |   |                     |               |   | 業務対象              | 品が破損・消耗し使用できなくなった場   | ご理解のとおりです。   |   |
|   | 書  | 書類名       月         要求水準書       41         要求水準書       45         要求水準書       45         要求水準書       45         要求水準書       45         要求水準書       47         要求水準書       47 | 要求水準書 45 第7 | 要求水準書 41 第6 2 要求水準書 45 第7 1 要求水準書 45 第7 1 要求水準書 45 第7 1 | 書類名       頁       第1       1       1)         要求水準書       41       第6       2       点         要求水準書       45       第7       1       点         要求水準書       47       第7       2       点         要求水準書       47       第7       2       点         要求水準書       47       第7       2       点 | 要求水準書 41 第6 2 (4) (4) 要求水準書 45 第7 1 (2) (2) 要求水準書 45 第7 1 (2) (2) 要求水準書 45 第7 1 (2) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (5) (5) | 要求水準書 41 第6 2 (4) 字 | 要求水準書 41 第6 2 | 書類名       頁       第1       1       1)       (1)       ア       (7)       a         要求水準書       41       第6       2       (4)       二       4 | 要求水準書 41 第6 2 (4) | 書類名   頁   第1   1   1   1   1   7   7   7   1   1   |  | 事所係   日   日   1   1   1   1   1   1   1   1 |

|           | (/)\/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ |    |    |   | , , , |     |   |     |   |    |                 |  |  |      |
|-----------|---|----|----|---|-------|-----|---|-----|---|----|-----------------|--|--|------|
| 質問<br>No. | 書類名                                     | 頁  | 第1 | 1 | 1)    | (1) | ア | (7) | а | 資料 | 項目名             | 質問の内容  | 回答                                     | 添付資料 |
| 102       | 要求水準書                                   | 51 | 第7 | 5 |       |     |   |     |   |    | 業務対象            | 市専用備品には、資料7のほか、研修室の長机等の事業者側が使用しないものも、維持管理は貴市対象になると考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。                                  | 市が専用使用するものについては、ご<br>理解のとおりです。         |      |
| 103       | 要求水準書                                   | 53 | 第7 | 6 |       | (3) |   |     |   |    | 植栽維持管理業務        | 中学校給食センターの敷地の植栽維持<br>管理も事業範囲に含まれますでしょう<br>か。   | ご理解のとおりです。                             |      |
| 104       | 要求水準書                                   | 53 | 第7 | 6 |       | (4) |   |     |   |    | 修繕更新業務          | 中学校給食センターの受水槽、浄化<br>槽、除害施設の修繕更新については、<br>点検業務と同様に、事業者の業務範囲<br>外という理解でよろしいでしょうか。                          | ご理解のとおりです。                             |      |
| 105       | 要求水準書                                   | 53 | 第7 | 6 |       | (4) |   |     |   |    | 修繕更新業務          | 中学校給食センターの敷地に含まれる<br>構内道路や付帯施設(エ)~(ケ)その他の<br>修繕更新は含まれないとの理解で宜し<br>いでしょうか。                                | ご理解のとおりです。                             |      |
| 106       | 要求水準書                                   | 55 | 第7 | 7 |       | (2) |   |     |   |    | 清掃業務            | 中学校給食センターの現行の清掃業務<br>の仕様について開示頂けますでしょう<br>か。   |  |      |
| 107       | 要求水準書                                   | 55 | 第7 | 7 |       | (2) | ゥ | (7) | е |    | 給食エリア           | 窓ガラスは月1回以上、清掃を行うこととありますが、給食エリア内で足場が必要な高所窓等は、給食調理のある期間は衛生面で危惧されることから、夏休み等の長期休暇期間を利用して清掃したいと考えますがいかがでしょうか。 | 「なお、専門業者に委託する高所窓に<br>ついては、夏休み等長期休暇期間に行 |      |
| 108       | 要求水準書                                   | 56 | 第7 | 7 |       | (2) | オ | (ウ) | b |    | 換気、空調、照明設備      | 中学校給食センターの修繕・更新は事業者の業務範囲外であることから、中学校給食センターの除菌フィルターの交換は事業者の業務範囲外という理解でよろしいでしょうか。                          | ご理解のとおりです。                             |      |
| 109       | 要求水準書                                   | 56 | 第7 | 7 |       | (2) | オ | (ウ) | С |    | 設備              | 中学校給食センターの修繕・更新は事業者の業務範囲外であることから、中学校給食センターにおいて結露が認められた場合は、設備・機器の更新を伴わない範囲での改善のみ行えば良いという理解でよろしいでしょうか。     | ご理解のとおりです。                             |      |
| 110       | 要求水準書                                   | 56 | 第7 | 7 |       | (2) | オ | (ウ) |   |    | 換気、空調、照明設備      | 中学校給食センターのフィルタ交換、ランプ交換は事業範囲に含まれないとの<br>理解宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。                             |      |
| 111       | 要求水準書                                   | 57 | 第7 | 7 |       | (2) | オ | (I) | а |    | 給水、給湯、給蒸<br>気設備 | 中学校給食センターの修繕・更新は事業者の業務範囲外であることから、中学校給食センターにおけるパイプ類の修繕又は更新等は事業者の業務範囲外という理解でよろしいでしょうか。                     | ご理解のとおりです。                             |      |

|           | <b>そ</b> 水小华音 |    |    |   | <i>,</i> – |     | 10 |     |   |    |                          | 1  | 【第1四】平成23年  | 0710日日日 |
|-----------|---------------|----|----|---|------------|-----|----|-----|---|----|--------------------------|--|---|---------|
| 質問<br>No. | 書類名           | 頁  | 第1 | 1 | 1)         | (1) | ア  | (7) | а | 資料 | 項目名                      | 質問の内容  | 回答  | 添付資料    |
| 112       | 要求水準書         | 57 | 第7 | 7 |            | (2) | オ  | (4) |   |    | 受水槽                      | 中学校給食センターにおける受水槽の<br>点検は事業者の業務範囲外ですが、清<br>掃業務の記載に検査・点検等業務も含<br>まれています。市と事業者の役割分担<br>をお示し下さい。   | 給食センターのものを除く)」と修正しま   |         |
| 113       | 要求水準書         | 57 | 第7 | 7 |            | (2) | オ  | (4) |   |    | 受水槽                      | 中学校給食センターの受水槽は「6 外<br>構保守管理業務」では対象外となって<br>おりますが、(オ)に記載された業務は事<br>業範囲に含まれるのでしょうか。  | 要求水準書についての質問回答No112<br>回答をご参照ください。  |         |
| 114       | 要求水準書         | 57 | 第7 | 7 |            | (2) | オ  | (カ) |   |    | 排水設備                     | 中学校給食センターにおける除害施設<br>の点検は事業者の業務範囲外ですが、<br>清掃業務の記載に点検業務も含まれて<br>います。市と事業者の役割分担をお示<br>し下さい。  | 「(カ)排水設備」を「(オ)排水設備(浄化槽、除害施設については、中学校給食センターのものを除く)」と修正します。   |         |
| 115       | 要求水準書         | 57 | 第7 | 7 |            | (2) | オ  | (カ) |   |    | 排水設備                     | 中学校給食センターの浄化槽、除害施設は「6 外構保守管理業務」では対象外となっておりますが、(か)に記載された業務は事業範囲に含まれるのでしょうか。   | 要求水準書についての質問回答No114<br>回答をご参照ください。  |         |
| 116       | 要求水準書         | 57 | 第7 | 7 |            | (2) | オ  | (2) |   |    | 防虫、防鼠設備                  | 中学校給食センターの害虫防除(専門業者による駆除)は事業範囲に含まれますでしょうか。   | 含まれます。  |         |
| 117       | 要求水準書         | 58 | 第7 | 7 |            | (2) | カ  | (1) |   |    | ゴミの処理区分                  | 貴市使用事務所から出たゴミ(紙や不燃物など)は、事業者側とは別途に計量が必要でしょうか。<br>また処理費用は、事業者負担でしょうか。  | 計量は不要です。処理費用は事業者負担としてください。  |         |
| 118       | 要求水準書         | 59 | 第7 | 8 |            | (1) | ア  |     |   |    | 業務内容                     | 中学校給食センターにおいてデータ収集可能な、使用エネルギー量の記録の区分(エリア、系統、時間等)をお示し下さい。   | 現在、中学校給食センターの使用エネルギー量の記録はエリアごとに区分されていません。<br>本事業にあたっては、エリアごと(下処理エリア、調理エリア、講理エリア、洗浄エリア、事務エリア)、実気・ガス等別に、1日1回記録してください。 |         |
| 119       | 要求水準書         | 59 | 第7 | 8 |            | (2) | ア  |     |   |    | 使用エネルギー<br>記録の作成及び<br>提出 | 各月の記録を行う時点は、月末日の<br>17:00とするとありますが、当該日が市<br>の休日である場合は、市の休日の前日<br>という理解でよいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |         |
| 120       | 要求水準書         | 59 | 第7 | 8 |            |     |    |     |   |    | 業務内容                     | 要求水準書(案)についての質問回答<br>No.190において、「要求水準書の変更<br>や契約変更を伴う提案については、市<br>にて実施の必要性を判断します。」とあ<br>りますが、提案が貴市にて認められな<br>い場合に要求水準の未達により基礎審<br>査で失格という取扱にはならないので<br>しょうか。 | 「提案すること」を要求水準としており、<br>その内容により要求水準の未達という<br>扱いにはなりません。  |         |

| 質問        | · 水小牛青 |    | 1  |   |    | 1   | 1 |     | 1 |    |                            |  | 【第□□】干放23年   |      |
|-----------|--------|----|----|---|----|-----|---|-----|---|----|----------------------------|--|--|------|
| 貝미<br>No. | 書類名    | 頁  | 第1 | 1 | 1) | (1) | ア | (ア) | а | 資料 | 項目名                        | 質問の内容  | 回答   | 添付資料 |
| 121       | 要求水準書  | 60 | 第7 | 9 |    | (1) |   |     |   |    | 警備業務                       | ・小学校と中学校を警備することになりますが、警備の方法については業務内容を満たせば、特に指定はないものとして理解してよいか、ご教授下さい。<br>・また、現状の中学校給食センターの警備内容など開示できるものがありましたら御開示下さい。  | り。<br>  後にについては、杜に明二十7マウ                                 |      |
| 122       | 要求水準書  | 60 | 第7 | 9 |    |     |   |     |   |    | 警備業務                       | 中学校給食センターにおいて、事業者<br>にて警備・警報機器を追加設置すること<br>は可能でしょうか。   | ご理解のとおりです。   |      |
| 123       | 要求水準書  | 60 | 第7 | 9 |    |     |   |     |   |    | 言调未伤                       | 中学校給食センターでは機械警備を<br>行っているようですが、既存の機械警備<br>業者については解約可能との理解で宜<br>しいでしょうか。また、解約その他契約<br>変更を行うとした場合で、もしも撤去費<br>用等の契約変更のための費用が発生<br>する場合には、市にてご負担頂けるも<br>のとの理解で宜しいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |      |
| 124       | 要求水準書  | 61 | 第8 | 1 |    | (1) | オ |     |   |    | 運営備品等の調<br>達・保守管理・更<br>新業務 | 運営備品等の調達・保守管理・更新業務が位置づけられていますが、本章でその業務内容に関する記載がなく、調達については第5の運営備品等調達等業務に、保守管理・更新については第7.5の各種備品等保守管理・教育に記載がありません。一方で、様式集及び落札者決定基準においては、運営業務として提案・評価されることとなっております。。様4-10、5-6、6-8への費用計上区分合め、各作業をどの業務として実施するのかを整理して頂けますでしょうか。 | 運営備品等調達等業務は、運営業務として行います。また、運営備品等の保守管理・更新業務は、維持管理業務で行います。 |      |
| 125       | 要求水準書  | 62 | 第8 | 1 |    | (2) |   |     |   |    | 提供食数及び献立数                  | 小学校給食センター及び中学校給食センターの、それぞれ2献立の配送校の割り振りについて、協議させて頂くことは可能でしょうか。  | 落札者決定後、協議するものとします。<br>要求水準書についての質問回答No2回答をご参照ください。       |      |
| 126       | 要求水準書  | 63 | 第8 | 1 |    | (4) | ア |     |   |    | 配置すべき責任<br>者等              | 中学校給食センターにおいて、各責任<br>者が常駐(机、PCの設置含む)できる居<br>室をお示し下さい。  | 中学校給食センターの事務室です。   |      |

|           | <b>そ</b> 水小华音 |    | 70. |   | ノ貝 |     |   |     |   |    |               | T  | 【第1回】平成23年  | 0万0日固日 |
|-----------|---------------|----|-----|---|----|-----|---|-----|---|----|---------------|--|---|--------|
| 質問<br>No. | 書類名           | 頁  | 第1  | 1 | 1) | (1) | ア | (7) | а | 資料 | 項目名           | 質問の内容  | 回答  | 添付資料   |
| 127       | 要求水準書         | 64 | 第8  | 1 |    | (4) | ア |     |   |    | 配置すべき責任者等     | ・中学校給食センターにおいてボイラー運転管理者を1名以上要求されていますが、P45の建築設備保守管理業務において保守管理は除かれています。事業者側でのボイラー運転管理者の配置は不要と考えますがいかがでしょうか。 ・また事業者側での配置が必要であれば、どのような業務内容になるのでしょうか。 | ・前段については、要求水準書についての質問回答No94回答をご参照ください。 ・後段については、要求水準書P64のボイラー運転管理者の資格等の項目をご参照ください。  |        |
| 128       | 要求水準書         | 67 | 第8  | 2 |    | (1) | 1 | (7) |   |    | 二次汚染の防止       | 各調理担当者の調理室内の作業動線<br>とありますが、献立別の食材の動線と<br>いう解釈でよいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |        |
| 129       | 要求水準書         | 67 | 第8  | 2 |    | (1) | ゥ | (ウ) |   |    | 食材の適切な管<br>理等 | 中学校給食センターにおいても、庫内<br>温度の自動記録装置が導入されている<br>という理解でよろしいでしょうか。   | 中学校給食センターには導入されてい<br>ません。   |        |
| 130       | 要求水準書         | 68 | 第8  | 2 |    | (1) | オ | (7) |   |    | 提供給食数の指示      | ここでの「提供給食数(実数)」とは、入<br>札説明書及び事業契約書(案)で定義<br>されている「実施給食数」という理解で<br>よろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。「実施給食数」と<br>修正します。  |        |
| 131       | 要求水準書         | 68 | 第8  | 2 |    | (1) | オ | (1) |   |    | 提供給食数の指示      | 小学校の予定給食数の通知時期をお示し下さい。(入札説明書においては予定給食数の通知が小・中学校で区別はありません。)   | 小学校と中学校で、予定給食数の通知時期に区別はありません。<br>したがって、(イ)の項目は、「中学校給食センターについては、(ア)に加え給食実施月の3週間前までに、市から事業者に予定給食数(概数)の指示を行う。」を、「基本的に、提供日の属する月の2週間前までに、市から事業者に予定給食数(概数)の指示を行う。」に修正します。また、入札説明書も同様に修正します。 |        |
| 132       | 要求水準書         | 68 | 第8  | 2 |    | (1) | オ | (ウ) |   |    | 提供給食数の指示      | 前日の変更指示が、入札説明書第<br>6.4.(2)イ及びウにおいてどのように位置<br>づけられるのかをお示し下さい。(変更<br>が200食を超える場合の事業者の応諾<br>の可否、変動料金の算定方法等)   | 入札説明書第6の(2)ウに示したとおりで  |        |
| 133       | 要求水準書         | 68 | 第8  | 2 |    | (1) | オ | (1) |   |    | 提供給食数の指示      | 中学校給食センターでは、3週間前までに予定給食数(概数)の指示をいただけるとのことですが、小学校センターにおいても予定給食数として3週間前の指示をいただけませんでしょうか。   | 要求水準書についての質問回答No131<br>回答をご参照ください。  |        |
| 134       | 要求水準書         | 68 | 第8  | 2 |    | (4) | ア | (7) |   |    | 献立作成等         | 献立内容の指示は、10日前までに1カ<br>月分の指示書をいただけるという理解<br>でよいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |        |

|           | 多水水华音 |    | JU. |   | ノ只 |     | 10 |           |   |    |                 |   | 【第1四】平成23年  |      |
|-----------|-------|----|-----|---|----|-----|----|-----------|---|----|-----------------|---|---|------|
| 質問<br>No. | 書類名   | 頁  | 第1  | 1 | 1) | (1) | ア  | (7)       | а | 資料 | 項目名             | 質問の内容   | 回答  | 添付資料 |
| 135       | 要求水準書 | 69 | 第8  | 2 |    | (4) | イ  | (イ)       |   |    | 食材調達支援業<br>務    | 発注書の作成補助とは具体的にどのような内容の業務でしょうか。  | 発注データのパソコン入力による発注<br>書の作成や食数と人数の確認作業で<br>す。   |      |
| 136       | 要求水準書 | 69 | 第8  | 2 |    | (4) | イ  | (ウ)       |   |    | 検収補助業務          | 調味料について、納品形態と納品頻度をご教示いただきたい。  | 納品形態は、ダンボール詰め、基本調味料の納品頻度は週1回です。   |      |
| 137       | 要求水準書 | 70 | 第8  | 2 |    | (4) | ゥ  | (7)       |   |    | アレルギー対応<br>食の提供 | ・開業時のアレルギー対応食に該当する児童は何名程度しょうか。 ・また、今後の推移として、増減はどの程度でしょうか。   | <ul> <li>・前段については42人程度となります。</li> <li>・後段については、増えることが予想されますが、本事業では120食を超えることは想定していません。</li> </ul> |      |
| 138       | 要求水準書 | 70 | 第8  | 2 |    | (4) | ゥ  | ( <u></u> |   |    | アレルギー対応<br>食の提供 | 個別に手洗いすること、とは、機械洗浄は不可ということでしょうか。不可の場合、不可とする根拠をご教示ください。  | 専用の機械等による洗浄も可とします。  |      |
| 139       | 要求水準書 | 71 | 第8  | 3 |    | (1) | 1  | (1)       |   |    | 健康状態の確認         | ・「施設責任者が面談等を行い」とありますが、健康管理に特別な知識がなくとも良いのでしょうか。 ・また面談者が施設責任者であることの意味をご教示願います。  | 任者が面談等を行ってください。   |      |
| 140       | 要求水準書 | 73 | 第8  | 4 |    | (2) | 1  |           |   |    |                 | 『各学校から回収された・・・・』の記載に計量は、献立の内容ごと(ご飯、果物、<br>計量は、献立の内容ごと(ご飯、果物、<br>各おかず)と記載されていますが、回収<br>方法がそのように行われると理解してよいか、資料15では、食べ残した給食は<br>各クラスの食缶に入れ計量とあります。<br>ご教授下さい。 | データであり、残滓すべてを1つの食缶<br>に入れて回収し、計量した値です。<br>本事業では、副食は各食缶ごと、ご飯、<br>果物はビニール袋に入れて回収します                 |      |
| 141       | 要求水準書 | 73 | 第8  | 4 |    | (2) | 1  |           |   |    | 残菜·廃油処理<br>業務   | 学校からの残菜には、ごはん等の主食も含まれるとありますが、各クラスでの回収に当たるビニール袋等は市の負担という理解でよいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |      |
| 142       | 要求水準書 | 73 | 第8  | 4 |    | (2) | 1  |           |   |    | 残菜計量            | 回収された残菜について、献立の内容<br>ごと(ごはん、果物、各おかず)に計量<br>及び記録とありますが、ごはん、果物、<br>各おかず別に計量する場合、回収も<br>別々に行うことになるのでしょうか。  | 要求水準書についての質問回答No140<br>回答をご参照ください。  |      |
| 143       | 要求水準書 | 74 | 第8  | 5 |    | (1) |    |           |   |    | 見学の受け入れ<br>補助   | 見学の主旨として調理作業を見ること<br>が中心であると考えますが、見学者は<br>午前中の来訪がほとんどでしょうか。過<br>去に午後に来訪されたケースはありま<br>すでしょうか。  | 午前中がほとんどですが、午後もあります。  |      |
| 144       | 要求水準書 | 76 | 第8  | 5 |    | (2) | ア  |           |   |    | 試食会の実施支<br>援    | 試食会の対象者に提供する一食当たり<br>の量は小学生児童の分量同じと考えて<br>宜しいですか。   |   |      |

| 149   東京水海南 76   第8   8   17   7   第8   8   17   7   第8   8   17   7   18   18   18   18   18  |     | 大小小十百 |    | - 0 | _ 0 | - 5- | I → J   □ | - 17 |     |   |     |                     |  | 【第1回】十八25年                         | 0,,01111 |
|--|-----|-------|----|-----|-----|------|-----------|------|-----|---|-----|---------------------|--|------------------------------------|----------|
| 146  |     | 書類名   | 頁  | 第1  | 1   | 1)   | (1)       | ア    | (7) | а | 資料  | 項目名                 | 質問の内容  | 回答                                 | 添付資料     |
| 147  | 145 | 要求水準書 | 76 | 第8  | 6   |      | (1)       | ア    |     |   |     | 業務内容                | ありますが、使用させて頂く配膳室内の<br>什器や学校備品(配膳ワゴン等)につい<br>ては現状のものを使用させていただく、<br>もしくは市の負担で新規調達していただ | こ理解のとわりじす。                         |          |
| 148   要求水準書   76   第8   6   (2)   4  | 146 | 要求水準書 | 76 | 第8  | 6   |      | (2)       |      |     |   |     | 配膳業務                |  | ご理解のとおりです。                         |          |
| 148   要求水率書   76   第8   6   79   79   79   79   79   79   79   | 147 | 要求水準書 | 76 | 第8  | 6   |      | (2)       | 1    |     |   |     | 基本的な考え方             | 耗品は市で用意するという理解でよい  | 事業者の負担で用意します。                      |          |
| 149   要求水準書 76   第8   6   (3)   7  | 148 | 要求水準書 | 76 | 第8  | 6   |      | (3)       | ア    |     |   |     |                     | 増減によるサービス購入料の変更の考  | 本提案の中に含めてください。                     |          |
| 151   要求水準書   76   第8   6   (2) エ  | 149 | 要求水準書 | 76 | 第8  | 6   |      | (3)       | ア    |     |   |     |                     | 営備品の増加にかかる費用は貴市の   | 本提案の中に含めてください。                     |          |
| 151 要求水準書   76 第8 6   (2) エ  | 150 | 要求水準書 | 76 | 第8  | 6   |      | (3)       | 1    |     |   |     |                     |  |                                    |          |
| 152 要求水準書   2 対象校の児童・生徒数・学級数・職員数   2 対象校の児童・生徒数・学級数・職員数   2 対象校の児童・生徒数・学級数・配職員室かりです。   2 対象校の児童・生徒数・学級数・配職員室は含まれていないという理解でよいでしょう   2 対象校の児童・生徒数・学級数・職員数   2 対象校の児童・生徒数・学級数・にいないという理解でよいでしょうか。   3 要求水準書   2 対象校の児童・生徒数・学級数・にいないという理解でよいでしょうか。   3 要求水準書についての質問回答No152回答もご参照ください。   3 対象校の児童・生徒数・学級数・にいないという理解でよいでしょうか。   3 を照ください。   4 対象校の児童・生徒数・学級数・にいないという理解でよいでしょうか。   4 対象校の児童・生徒数・学級数・にいないという理解でよいでしょうか。   4 対象校の追加を対象を対象等については、青森市ホームページを参照ください。   5 を参照ください。   5 を参照くがないというないというないというないというないというないというないというないとい | 151 | 要求水準書 | 76 | 第8  | 6   |      | (2)       | I    |     |   |     | 配膳業務                | 員が受け取られるようですが、事業者<br>側配膳員は品質の確認はするものの、<br>検収としての責任はないとの理解でよろ                         |                                    |          |
| 2   生徒数・学級数・   表中の「総子級数」に職員至は言まれていないという理解でよいでしょうか。   要求水準書についての質問回答No152   要求水準書   2   対象校の児童・   | 152 | 要求水準書 |    |     |     |      |           |      |     |   | 2   | 対象校の児童・<br>生徒数・学級数・ | いう理解でよいでしょうか。また、その場合は担任外の食缶、食器等も用意する必要があるという理解でよいでしょう                                | 全器類以外については、各学校ごとに、資料2に示す総学級数に職員室分1 |          |
| 2   全球が学者  | 153 | 要求水準書 |    |     |     |      |           |      |     |   | 2   | 生徒数・学級数・            |  | 要求水準書についての質問回答No152                |          |
| 155   要求水準書   5  | 154 | 要求水準書 |    |     |     |      |           |      |     |   | 2   | 土证数 子椒数             | いでしょうか。また、める場合は稲良の   | を参照ください。喫食方法は学校の方                  |          |
|  | 155 | 要求水準書 | 5  |     |     |      |           |      |     |   | 2-2 | 対象校の追加条<br>件        | の追加が必要になった場合の追加費用  | 事業者の負担となります。                       |          |

|           | ~ · · · · · · · | • |    |   |    |     |   |     |   |     |                          |   | <b>L</b> N3: <b>M</b> 2 1 7N0=0 1                 |   |
|-----------|-----------------|---|----|---|----|-----|---|-----|---|-----|--------------------------|---|---|---|
| 質問<br>No. | 書類名             | 頁 | 第1 | 1 | 1) | (1) | ア | (7) | а | 資料  | 項目名                      | 質問の内容   | 回答  | 添付資料  |
| 156       | 要求水準書           | 5 |    |   |    |     |   |     |   | 2-2 | 対象校の追加条<br>件             | 平成26年度の小学校給食センター集約校の4校は入札説明書に記載のある千刈、大野、戸山西、久栗坂小学校という理解でよろしいでしょうか。                    | ご理解のとおりです。  |   |
| 157       | 要求水準書           |   |    |   |    |     |   |     |   | 2-2 | 対象校の追加条<br>件             | 平成26年度の小学校給食センター集約校の4校は入札説明書に記載のある千刈、大野、戸山西、久栗坂小学校という理解でよろしいでしょうか。                    | 要求水準書についての質問回答No155                               |   |
| 158       | 要求水準書           |   |    |   |    |     |   |     |   | 2-2 | 対象校の追加条<br>件             | 平成39年度に単独校6校が集約される計画となっておりますが、こうした事業期間中の配膳校増加による、学校配膳員の増加費用リスクは市の負担という理解でよいでしょうか。     | 事業者の負担となります。                                      |   |
| 159       | 要求水準書           |   |    |   |    |     |   |     |   | 5   | 地質調査報告書                  | 報告書の全文は閲覧可となっていますが、PDFでの開示ご検討下さい。   | PDFでの開示は行いません。閲覧の期間を設けます。                         |   |
| 160       | 要求水準書           |   |    |   |    |     |   |     |   | 6   | 冷蔵庫(1)~(6)<br>冷凍庫(1)~(3) | 要求水準書本文(P27)で求められる冷蔵庫・冷凍庫及び、資料9 厨房設備参考リストのプレハブ冷蔵庫類表記との差異が見受けられます。<br>準拠すべき文言をご提示願います。 | 要求水準書(p27)第3の3)(3)イ(ア)b及び資料6、資料9は、添付資料のとおりに修正します。 | 要求水準書<br>p27(修正版)<br>資料6(修正<br>版)<br>資料9(修正<br>版) |
| 161       | 要求水準書           |   |    |   |    |     |   |     |   | 6   | 冷蔵庫(1)~(6)               | (4)乳製品冷蔵庫を卵処理室に隣接する意図が理解できないので、ご説明願います。   | 隣接する必要はありません。要求水準書についての質問回答No160回答をご参照ください。       |   |
| 162       | 要求水準書           |   |    |   |    |     |   |     |   | 6   | 冷蔵庫(1)~(6)               | (4)乳製品冷蔵庫の配置場所について<br>は事業者提案によるものとしてよいです<br>か。  | 要求水準書についての質問回答No160<br>回答をご参照ください。                |   |
| 163       | 要求水準書           |   |    |   |    |     |   |     |   | 6   | 冷凍庫(1)~(3)               | (3)野菜類専用冷凍庫を野菜類下処理<br>室に隣接する意図は理解できますが、<br>食品庫に隣接又は近接する意図が理<br>解できないので、ご説明お願いします。     | 隣接する必要はありません。要求水準書についての質問回答No160回答をご参照ください。       |   |
| 164       | 要求水準書           |   |    |   |    |     |   |     |   | 6   | 冷凍庫(1)~(3)               | (3)野菜類専用冷凍庫の配置場所については事業者提案によるものとしてよいですか。  | 要求水準書についての質問回答No160<br>回答をご参照ください。                |   |
| 165       | 要求水準書           |   |    |   |    |     |   |     |   | 6   | 諸室リスト                    | 非汚染室、コンテナ室、洗浄室(2)に記載されているカート洗い場を、器具洗浄室(2)のカート洗い場と兼用することは可能か、ご教授下さい                    | 兼用可とします。  |   |
| 166       | 要求水準書           |   |    |   |    |     |   |     |   | 6   | 諸室リスト                    | 汚染区域内の洗浄室(1)のカート洗い場の有無については、事業者の提案でよいか、ご教授下さい   | カート洗い場は必要です。                                      |   |

|           | 大小小午百 |    | - • |   |    |     |   |     |   |    |                |   | 【另「四】十成25年  |              |
|-----------|-------|----|-----|---|----|-----|---|-----|---|----|----------------|---|---|--------------|
| 質問<br>No. | 書類名   | 頁  | 第1  | 1 | 1) | (1) | ア | (7) | а | 資料 | 項目名            | 質問の内容   | 回答  | 添付資料         |
| 167       | 要求水準書 |    |     |   |    |     |   |     |   | 6  | 諸室リスト          | 多目的トイレは各階に設置とありますが、不特定の方が利用するエントランス階及び研修室・見学室の設ける階に設置すると理解して良いかご教授下さい   | ご理解のとおりです。  |              |
| 168       | 要求水準書 | 34 |     |   |    |     |   |     |   | 6  | 豆腐類処理室         | 豆腐類の類とは何が含まれるのでしょ<br>うか。  | 豆腐、油揚げ、がんもどきです。<br>機能の項目中「豆腐類の下処理を~」<br>を「豆腐類(豆腐、油揚げ、がんもどき)<br>の下処理を~」に追加修正します。 | 資料6(修正<br>版) |
| 169       | 要求水準書 | 34 |     |   |    |     |   |     |   | 6  | 豆腐類処理室         | 3槽シンク3レーン以上を使用する下処理の方法をご教示ください。   | 豆腐、油揚げ、さつまあげ等を各レーンで処理します。   |              |
| 170       | 要求水準書 | 34 |     |   |    |     |   |     |   | 6  | 豆腐類処理室         | 豆腐類処理室に冷凍・冷蔵庫とありますが、冷凍庫は必要でしょうか。必要な場合想定される用途をご教示ください。   | 「冷凍・」は削除して修正します。  | 資料6(修正<br>版) |
| 171       | 要求水準書 | 34 |     |   |    |     |   |     |   | 6  | 卵処理室           | 卵処理室に冷蔵庫(2)とありますが、<br>冷蔵庫(1)~(6)欄の冷蔵庫(2)は用<br>途が肉・魚類専用となっており、卵・乳<br>製品専用は(3)(4)となっております。<br>用途が明確になるように説明をお願い<br>します。 | 要求水準書についての質問回答No160<br>回答をご参照ください。  |              |
| 172       | 要求水準書 | 34 |     |   |    |     |   |     |   | 6  | 冷蔵庫(1)~<br>(6) | 冷蔵庫(3)(4)卵・乳製品専用とは、<br>(3)が卵、(4)が乳製品専用という理解<br>でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。<br>「(3)(4)卵・乳製品専用」は「(3)卵専<br>用(4)乳製品専用」に修正します。                       | 資料6(修正<br>版) |
| 173       | 要求水準書 | 34 |     |   |    |     |   |     |   | 6  | 冷蔵庫(1)~(6)     | 冷蔵庫(3)(4)は卵処理室に隣接又は<br>近接させることとありますが、乳製品専<br>用冷蔵庫も卵処理室に隣接又は近接さ<br>せる必要があるのでしょうか。                                      | 要求水準書についての質問回答No160<br>回答をご参照ください。  |              |
| 174       | 要求水準書 | 34 |     |   |    |     |   |     |   | 6  | 冷蔵庫(1)~<br>(6) | 乳製品専用冷蔵庫が卵処理室に隣接<br>が必要と読み取れますが、乳製品の荷<br>受け、検収は野菜側、肉・魚側のどちら<br>を想定しているのでしょうか。   | 事業者提案に委ねます。   |              |
| 175       | 要求水準書 | 34 |     |   |    |     |   |     |   | 6  | 冷凍庫(1)~<br>(3) | 冷凍庫(3)を食品庫と例移設させる意図をご教示ください。(想定している作業をご教示ください)  | 要求水準書についての質問回答No160<br>回答をご参照ください。  |              |
| 176       | 要求水準書 | 35 |     |   |    |     |   |     |   | 6  | 和え物室           | 和え物室で加熱作業は行わないのが<br>通例であると考えますが、下茹で用の<br>金は和え物室に設置しなければならな<br>いでしょうか。   | 動線に配慮していただきたいということで、和え物室に設置しなければならないということではありません。                               |              |
| 177       | 要求水準書 | 36 |     |   |    |     |   |     |   | 6  | 手洗い室           | 洗濯乾燥室と隣接させる手洗い室の目<br>的(使用方法)をご教示ください。   | 主に洗濯時の手洗いを行うためであり、<br>手洗いコーナーのような案でも可としま<br>す。                                  |              |
| 178       | 要求水準書 | 38 |     |   |    |     |   |     |   | 6  | 駐車場            | 40人乗バスが3台駐車できるスペース<br>を確保とありますが、要求水準書12<br>ページでは40人乗バス1台分のスペー<br>スとなっています。どちらで計画すれば<br>よろしいのでしょうか。                    | 要求水準書についての質問回答No15<br>回答をご参照ください。   |              |

| 質問  |       | _  |    | ì |    | l   |   | l   |   |    |         |  |   |              |
|-----|-------|----|----|---|----|-----|---|-----|---|----|---------|--|---|--------------|
| No. | 書類名   | 頁  | 第1 | 1 | 1) | (1) | ア | (ア) | а | 資料 | 項目名     | 質問の内容  | 回答                                      | 添付資料         |
| 179 | 要求水準書 |    |    |   |    |     |   |     |   | 6  | 豆腐類処理室  | 冷凍・冷蔵庫はとありますが冷凍庫は<br>必要でしょうか。  | 要求水準書についての質問回答No170<br>回答をご参照ください。      |              |
| 180 | 要求水準書 |    |    |   |    |     |   |     |   | 6  | 卵処理室    | 冷蔵庫(2)とは冷蔵庫(3)又は(4)の誤り<br>でしょうか。   | 要求水準書についての質問回答No160<br>回答をご参照ください。      |              |
| 181 | 要求水準書 |    |    |   |    |     |   |     |   | 6  | 豆腐類下処理室 | 豆腐類下処理室を肉・魚処理室と兼用する場合は3槽シンク3レーン以上とありますが、単独に設ける場合も上記条件となるのでしょうか。ご教示願います。  | 要求水準書についての質問回答No169<br>回答をご参照ください。      |              |
| 182 | 要求水準書 |    |    |   |    |     |   |     |   | 6  | 冷蔵庫     | 諸室計画関連にて、冷蔵庫(3)、(4)の<br>卵・乳製品は卵処理室に隣接又は近接<br>とありますが乳製品を卵処理室で使用<br>する献立はあるのでしょうか。乳製品の<br>冷蔵庫を卵処理室に隣接する理由をご<br>教示願います。 | 要求水準書についての質問回答No160                     |              |
| 183 | 要求水準書 |    |    |   |    |     |   |     |   | 6  | 冷蔵庫     | 冷蔵庫(3)、(4)の卵・乳製品とありますが、乳製品の検収は、計量室での利用も考え場合によっては、野菜検収からと考えてよろしいでしょうか。  | 要求水準書についての質問回答No174                     |              |
| 184 | 要求水準書 |    |    |   |    |     |   |     |   | 6  | 冷凍庫     | 諸室計画関連にて、野菜専用冷凍庫<br>(3)は野菜下処理及び食品庫に隣接又<br>は近接とありますが野菜冷凍を食品庫<br>に近接させる理由について貴市のお考<br>えをご教示願います。                       | 要求水準書についての質問回答No160<br>回答をご参照ください。      |              |
| 185 | 要求水準書 |    |    |   |    |     |   |     |   | 6  | 配送車車庫   | 「トラック車庫はシャッター等により〜」とありますが、屋内の車庫の場合、防犯上対応可能であれば出入口にシャッターを設置する必要性は事業者の提案内と理解して宜しいでしょうか。                                | ご理解のとおりです。                              |              |
| 186 | 要求水準書 |    |    |   |    |     |   |     |   | 6  | 諸室リスト   | 荷受室(1)、(2)にて「荷受台高さは床面から60cm以上とすること」とありますが、食材業者が食材搬入用ブラットホーム上にて荷下ろしするための台車等は食材業者が用意するという理解でよいでしょうか。                   | から直接荷受台へ荷下ろししています。<br>荷下ろしするための台車等は食品業者 |              |
| 187 | 要求水準書 |    |    |   |    |     |   |     |   | 6  | 配送車車庫   | シャッター等により閉め切ることが可能<br>な構造とありますが、現中学校センター<br>のケースは該当するのでしょうか。   | 要求水準書についての質問回答No185<br>回答をご参照ください。      |              |
| 188 | 要求水準書 |    |    |   |    |     |   |     |   | 6  | 献立研修室   | 清浄度区分をお示し願います。   | 一般区域です。要求水準書を修正しま<br>す。                 | 資料6(修正<br>版) |
| 189 | 要求水準書 | 34 |    |   |    |     |   |     |   | 6  | 諸室リスト   | 諸室リストは参考で、各種の備品等は<br>事業者提案でよろしいですか。  | ご理解のとおりです。                              |              |

|           | 水小华音  |    |    |   | , , , | <br> |   |     |   |     | ı                |  | 【第Ⅰ回】平成23年   | <del>олоны</del>               |
|-----------|-------|----|----|---|-------|------|---|-----|---|-----|------------------|--|--|--------------------------------|
| 質問<br>No. | 書類名   | 頁  | 第1 | 1 | 1)    | (1)  | ア | (7) | а | 資料  | 項目名              | 質問の内容  | 回答   | 添付資料                           |
| 190       | 要求水準書 |    |    |   |       |      |   |     |   | 7   |                  | 資料6の市職員用事務室には応接スペースを設けることとありますが、応接セットは貴市にて別途調達するという理解でよろしいでしょうか。                           |  | 資料6(修正<br>版)                   |
| 191       | 要求水準書 |    |    |   |       |      |   |     |   | 7   |                  | 要求水準書(案)についての質問回答<br>No.259において、電話機、FAXの仕様<br>は入札説明書等にて示すとありますが<br>特段の記載がありません。お示し下さ<br>い。 | 修正した資料7を参照ください。<br>また、資料7-2の市職員用事務室の必要な備品の項目の内容を「資料7参照」<br>とします。                             | 資料7(修正<br>版)<br>資料7-2(修正<br>版) |
| 192       | 要求水準書 |    |    |   |       |      |   |     |   | 7–2 |                  |  | 「共用部備品」「市専用備品」について   |                                |
| 193       | 要求水準書 |    |    |   |       |      |   |     |   | 7-2 |                  |  | 要求水準書についての質問回答No192<br>回答をご参照ください。   |                                |
| 194       | 要求水準書 |    |    |   |       |      |   |     |   | 7-2 |                  | 印刷機の消耗品にかかる費用は貴市<br>の負担という理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |                                |
| 195       | 要求水準書 |    |    |   |       |      |   |     |   | 9   |                  | No.20.21にプレハブ冷蔵庫・冷凍庫(ダンボール)とありますが、どういった利用<br>方法をお考えでしょうか。貴市のお考え<br>をご教示願います。               |  |                                |
| 196       | 要求水準書 |    |    |   |       |      |   |     |   | 10  | 食器類              | 箸の調達は不要ですか?  | 箸は児童・生徒が持参するので不要です。<br>す。<br>なお、中学校給食センター分に、配膳器<br>具およびフォークを追加しました。添付<br>の資料10(修正版)をご参照ください。 | 資料10(修正<br>版)                  |
| 197       | 要求水準書 | 48 |    |   |       |      |   |     |   | 10  | 運営備品等(食器・食缶等)リスト | 食器カゴはコーティング付きと御座いますが、使用する食器がメタルマークが付きづらいPEN製とのことですのでコーティングなしのステンレス食器カゴでもよろしいですか。           | コーティングがありませんが、食器かご<br>にメタルマークがついていることから、   |                                |
| 198       | 要求水準書 | 48 |    |   |       |      |   |     |   | 10  | 運営備品等(食器・食缶等)リスト | 食器カゴは食器1種類につき1カゴとなっておりますが、場合によっては2種類で1カゴなど配送方法、配送されない食器の収納等考慮し、使用上支障がなければ事業者提案でよろしいですか。    | 事業者提案に委ねます。  |                                |

| 質問       |       |    |    |   |    |     | 1 |     |   |    |                           |  | 【第1四】平成23年                         |      |
|----------|-------|----|----|---|----|-----|---|-----|---|----|---------------------------|--|------------------------------------|------|
| 人<br>No. | 書類名   | 頁  | 第1 | 1 | 1) | (1) | ア | (7) | а | 資料 | 項目名                       | 質問の内容  | 回答                                 | 添付資料 |
| 199      | 要求水準書 | 48 |    |   |    |     |   |     |   | 10 |                           | 汁用食缶(大)について「丸型13L」が指定されていますが、利点等総合的に判断して、丸型食缶以外を検討ご提案対象とする事は問題ないでしょうか、ご教授下さい。  | 要求水準書についての質問回答No78<br>回答をご参照ください。  |      |
| 200      | 要求水準書 | 48 |    |   |    |     |   |     |   | 10 |                           | 食缶備考に真空断熱性とありますが、<br>各食缶の断熱方法はメーカーによって<br>違いますので、P38ウ(ア)の性能を満<br>たしていれば断熱方法は提案によると<br>の理解でよろしいでしょうか。   | 可とします。                             |      |
| 201      | 要求水準書 | 48 |    |   |    |     |   |     |   | 10 | 運営備品等(食器・食缶等)リスト<br>「食器類」 |  | 要求水準書についての質問回答No202<br>回答をご参照ください。 |      |
| 202      | 要求水準書 | 48 |    |   |    |     |   |     |   | 10 | 運営備品等(食器・食缶等)リスト「食器類」     | 型式PEN製とありますが、同等の安全性、耐久性があればPRN製ではなく他の食器メーカー製の食器でもよろしいでしょうか。  | 性能が同等以上であれば可とします。                  |      |
| 203      | 要求水準書 | 48 |    |   |    |     |   |     |   | 10 |                           | 食器備考に「市指定絵柄付」とありますが、絵柄の種類や大きさ・数・色の数等で特注絵柄の食器金額は違ってきますので、市の想定されている絵柄を御示し頂けませんでしょうか。   | 既製品の中から指定します。                      |      |
| 204      | 要求水準書 | 48 |    |   |    |     |   |     |   | 10 | 運営備品等(食器・食缶等)リスト「食器類」     | 食器備考に「市指定絵柄付」とありますが、各食器メーカーの規格絵柄の中から指定頂けるとの理解でよろしいでしょうか。   | 要求水準書についての質問回答No203<br>回答をご参照ください。 |      |
| 205      | 要求水準書 | 47 |    |   |    |     |   |     |   | 10 | 運営備品等リスト                  | 汁用食缶(大)は角型でも宜しいですか。  | 要求水準書についての質問回答No78<br>回答をご参照ください。  |      |
| 206      | 要求水準書 | 47 |    |   |    |     |   |     |   | 10 | 運営備品等リスト                  | 備品リストに箸がみあたりません。箸は<br>使用しないのでしょうか。   | 要求水準書についての質問回答No196<br>回答をご参照ください。 |      |
| 207      | 要求水準書 | 51 |    |   |    |     |   |     |   | 11 |                           | ・食器の使用例が記載されておりますが中学校センターの献立一覧表の使用<br>食器類はAB献立共通食器を使用しております。小学校給食センターの2献立も中学校センターと同様に同一の食器を使用するという解釈でよろしいですか。<br>・また、使用しない保管食器は2種類の食器しか使用しない場合は残り12,000食分、4種類の食器をすべて保管するという解釈でよろしいですか。 |                                    |      |

# 青森市小学校給食センター等整備運営事業

## ■要求水準書についての質問回答

| 質問<br>No. | 書類名   | 頁  | 第1 | 1 | 1) | (1) | ア | (7) | а | 資料 | 項目名                        | 質問の内容   | 回答  | 添付資料 |
|-----------|-------|----|----|---|----|-----|---|-----|---|----|----------------------------|---|---|------|
| 208       | 要求水準書 | 50 |    |   |    |     |   |     |   | 11 | 食器・食缶の使<br>用例              | ・小学校給食センターで調達する深皿を使用する例が御座いません。使用する場合の想定例をご教授ください。 ・また、深皿を使用頻度は月に何回程度でしょうか。                       | <ul> <li>・前段については、深皿にはフルーツポンチやサラダなどを盛り付けることを想定しています。</li> <li>・後段については、月8回程度です。</li> </ul>                |      |
| 209       | 要求水準書 | 50 |    |   |    |     |   |     |   | 11 | 食器・食缶の使<br>用例、①小学校<br>センター |   | カレー皿や丼との組み合わせなどを想定しています。<br>要求水準書についての質問回答No208<br>回答もご参照ください。  |      |
| 210       | 要求水準書 |    |    |   |    |     |   |     |   | 12 |                            | 食堂は貸与施設に含まれないのでしょうか(器具等貸与一覧の使用場所には<br>食堂が含まれています)。  | 含まれます。  |      |
| 211       | 要求水準書 |    |    |   |    |     |   |     |   | 18 |                            | 給食時間終了直後から各学校での回収が始まっていますが、ここでの給食時間とは、児童・生徒による配膳室への返却が完了する時間という理解でよろしいでしょうか。                      |   |      |
| 212       | 要求水準書 | 0  |    |   |    |     |   |     |   |    | 全般                         | 研修室と記載のあるものは、資料6諸<br>室リスト記載の研修室のみを差し、献立<br>研修室には適用されないという理解で<br>よろしいでしょうか。                        | ご理解のとおりです。  |      |
| 213       | 要求水準書 |    |    |   |    |     |   |     |   |    | _                          | 敷地が狭く、利用者用駐車スペースが<br>不足しているため、中学校給食センター<br>側の敷地(現在駐車場の部分)に、新た<br>に立体駐車場を建築物として計画して<br>もよろしいでしょうか。 | 要求水準書についての質問回答No22<br>回答をご参照ください。   |      |
| 214       | 要求水準書 |    |    |   |    |     |   |     |   |    | _                          | 敷地を分割後の既存の中学校給食センターの敷地面積、建築面積、延床面積、建廠率、容積率をご教示ください。   | 敷地面積: 約8,128.28㎡<br>建築面積: 3,647.89㎡ ※<br>延べ面積: 6,383.91㎡ ※<br>建ペい率: 約44.88%<br>容積率: 約78.54%<br>※竣工図書による数値 |      |

### 青森市小学校給食センター等整備運営事業

# ■落札者決定基準についての質問回答

| 質問<br>No. | 書類名         | 頁 | 第1 | 1 | 1) | (1) | ア | (7) | а | 資料 | 項目名            | 質問の内容  | 回答  |
|-----------|-------------|---|----|---|----|-----|---|-----|---|----|----------------|--|---|
| 1         | 落札者決定基準     | 6 |    | 4 |    | (2) |   |     |   |    | 24 占ル 其 淮      | 様式7-9「光熱水費の削減」について、<br>得点化の要領をお示し頂けますでしょう<br>か。<br>得点化の方法によっては、光熱水費の<br>増加を抑えるために、自動化をあえて<br>行わなななることを懸念しております。入<br>札価格審査等とのバランスが考慮され<br>た得点化要領とされますようお願い致し<br>ます。 | 落札者決定基準の第4(1)をご参照下さい。                           |
| 2         | 落札者決定<br>基準 | 6 | 第3 | 4 |    | (2) |   |     |   |    | 4(5)光熱費の削<br>減 | 提案額の提示とありますが、換算単価は、基本協定書光熱水費の清算方法記載、清算単価を元に算出すればよいかご教授下さい。   | 様式7-9をご参照ください。                                  |
| 3         | 落札者決定<br>基準 | 6 | 第3 | 4 |    | (2) |   |     |   |    |                | の多身のみで評価されるという理解で  | 基本的にはご理解のとおりですが、算<br>出方法の妥当性などを確認させていた<br>だきます。 |

|           | ま式集につ | , , , ,  | (0) | 貝巾 | ) III i |     |   |     |   |     |                                   |  | 【第1回】平成23年8月8日回答   |
|-----------|-------|----------|-----|----|---------|-----|---|-----|---|-----|-----------------------------------|--|--|
| 質問<br>No. | 書類名   | 頁        | 第1  | 1  | 1)      | (1) | ア | (7) | а | 資料  | 項目名                               | 質問の内容  | 回答   |
| 1         | 様式集   | (1)      | 2   |    |         | (1) |   |     |   |     | 入札参加資格審<br>査等の関する提<br>出書類         | 入札参加資格提出時に『受付番号』の<br>記入が求められていますが、この段階<br>では受付番号が与えられておりませ<br>ん。記入するタイミングをお示しくださ<br>い。 | 2(1)中「~、受付番号及び通し番号(正本分1/2、副本分2/2)をつけること。また、ファイルの背表紙にも標題、受付番号及び通し番号を記載すること。」は、「受付番号」を「代表企業名」と修正します。           |
| 2         | 様式集   | (1)      | 2   |    |         | (1) |   |     |   |     | 入札参加資格審<br>査等に関する提<br>出書類         | 受付番号とは何を指すものでしょうか。   | 様式集についての質問回答No1回答を<br>ご参照ください。   |
| 3         | 様式集   | (1)      | 2   |    |         | (1) |   |     |   |     | 構成員表の添付<br>書類                     | 応募者の構成員表(様式1-2)には、記載要領に示す書類を添付するとありますが、これは(様式1-5)に添付すると読み替えてよろしいでしょうか。                 | ご理解のとおりです。<br>「応募者の構成員表(様式1-2)には~」<br>を、「入札参加資格申請書(様式1-5)に<br>は、各構成員の役割ごとに、記載要領<br>に示す書類を添付すること。」に修正し<br>ます。 |
| 4         | 様式集   | (2)      | 2   |    |         | (5) |   |     |   |     | DVD-R                             | 図面等についてはDXF形式のCADデータとありますが、図面等にも各様式の記載事項及び留意点を記載するため、PDFでの提出を認めて頂けますでしょうか。             | 図面等についてはPDFによる提出も可<br>とします。  |
| 5         | 様式集   |          |     |    |         |     |   |     |   | 1-1 |                                   | 設計企業と工事監理企業が同一企業<br>の場合でも構成員の役割分担欄に設<br>計企業と工事監理企業それぞれに記載<br>する必要がありますか。               | それぞれに記載してください。   |
| 6         | 様式集   | 1        |     |    |         |     |   |     |   | 1-1 | 代表者                               | 代表者欄に記載する代表者は、青森市<br>入札参加資格に届出した使用印鑑届<br>のある代表者との理解で宜しいでしょう<br>か。                      | ご理解のとおりです。   |
| 7         | 様式集   |          |     |    |         |     |   |     |   | 1-2 |                                   | 設計企業と工事監理企業が同一企業の場合でも設計企業と工事監理企業それぞれに記載する必要がありますか。<br>設計・工事監理企業として記載してもよろしいでしょうか。      | それぞれに記載してください。   |
| 8         | 様式集   | 17       |     | 5  |         | (3) |   |     |   | 1-5 | 様式1-5<br>入札参加資格申<br>請書(その他企<br>業) | 本事業で、FA、SPCの事務管理を受託<br>する場合、配置予定者はFA、SPCの事<br>務管理を実施する担当者名を記載すれ<br>ば宜しいでしょうか?          | ご理解のとおりです。   |
| 9         | 様式集   | 8-<br>18 |     |    |         |     |   |     |   | 1-5 | 様式1-5<br>入札参加資格申<br>請書            | 青森県、青森市内に事務所がない場合、県税、市税の納税証明書は不要という理解でよろしいでしょうか?                                       | 事務所がある都道府県及び市町村の<br>県税、市税の納税証明書を添付してく<br>ださい。  |
| 10        | 様式集   | 17       |     |    |         |     |   |     |   | 1-5 | 参加資格申請書                           | ・『その他企業』とはどのような企業を想定しているでしょうか。 ・また、配送業者はその他企業でしょうか。                                    | ・前段については、入札説明書の第4の1(1)アに示した企業以外のもので、例えば、出資のみを行う企業などがあります。 ・後段については、入札説明書についての質問回答No6回答をご参照ください。              |
| 11        | 様式集   |          |     |    |         |     |   |     |   | 1-5 |                                   | 設計企業と工事監理企業が同一の場合、様式1-5は別々に提出する必要はないと理解してよろしいでしょうか。                                    | 必要ありません。なお、様式1-5[1/5]の<br>タイトルは、「~(設計企業、工事監理企<br>業)」としてください。   |

|           | 大八条につ | _ | ,  |   | , — , |     | 1 |     | ı — |      | Г                               | 1   | 【第1四】平成23年8月8日回合  |
|-----------|-------|---|----|---|-------|-----|---|-----|-----|------|---------------------------------|---|---|
| 質問<br>No. | 書類名   | 頁 | 第1 | 1 | 1)    | (1) | ア | (7) | а   | 資料   | 項目名                             | 質問の内容   | 回答  |
| 12        | 様式集   |   |    |   |       |     |   |     |     | 1-5  |                                 | 設計企業と工事監理企業が同一の場合、添付資料はそれぞれ用意する必要はないと理解してよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 13        | 様式集   |   |    |   |       |     |   |     |     | 1-5  |                                 | ・その他企業とは、どのような業務を想定しているのでしょうか。 ・入札者の参加資格要件にはその他企業という項目がありませんが、参加資格は入札説明書7ページの共通の参加資格要件を満たしていればその他の要件はないと考えてよろしいでしょうか。 | ・前段については、様式集についての質問回答No10回答をご参照ください。 ・後段については、ご理解のとおりです。            |
| 14        | 様式集   |   |    |   |       |     |   |     |     | 1-5  |                                 | その他企業用の様式の(3)に配置予定者とありますが、その他業務の内容が不明確であり、配置が必要な業務なのか、何人の配置が必要なのかも分かりませんが、どのように記載すればよろしいでしょうか。                        | 「その他企業」については、様式集についての質問回答No10回答をご参照ください。また、記載内容については、事業者にて判断してください。 |
| 15        | 様式集   |   |    |   |       |     |   |     |     | 1-5  |                                 | 青森県又は青森市に事業所がない場合、県税及び市税の納税証明書は不要との理解でよろしいでしょうか。  | 様式集についての質問回答No9回答を<br>ご参照ください。                                      |
| 16        | 様式集   |   |    |   |       |     |   |     |     | 3-2  |                                 | 様式7-1では千円単位での記載ですが、入札金額自体は円単位という理解でよろしいですが。   | ご理解のとおりです。  |
| 17        | 様式集   |   |    |   |       |     |   |     |     | 4-1  | ②食器・食缶等<br>及び学校使用備<br>品・諸室備品リスト | 本様式に記載すべき食器・食缶等とは、要求水準書資料10に記載されている内容(学校使用備品を含んでいます。)という理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 18        | 様式集   |   |    |   |       |     |   |     |     | 4-1  | ②食器・食缶等<br>及び学校使用備<br>品・諸室備品リスト | 諸室備品リストとは、市専用備品及び<br>共用部備品という理解でよろしいでしょ<br>うか。  | ご理解のとおりです。  |
| 19        | 様式集   |   |    |   |       |     |   |     |     | 4-10 |                                 | Ⅲ.ix.備品等は市専用備品と共用部備品であり、運営備品は含まれないという理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 20        | 様式集   |   |    |   |       |     |   |     |     | 4-10 |                                 | ※ 設計業務、建設業務、開業準備業務に分類できない事業者の初期投資等は、「V. その他」に具体的な費目を追加の上計上とありますが、SPC手数料との区分はどのように分類すればよろしいでしょうか。                      | V. その他の中に入れてください。様式   |
| 21        | 様式集   |   |    |   |       |     |   |     |     | 6-7  | 運営備品リスト                         | 名称として記載されているもの以外に、<br>調理に必要な備品類(まな板、包丁等)<br>も本様式に記載するという理解でよろし<br>いでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |

|           | 末八条につ |     | . 07 | 모쁘 | 1151 |     |   |     |   |     |                   | ·   | 【第1回】平成23年8月8日回合  |
|-----------|-------|-----|------|----|------|-----|---|-----|---|-----|-------------------|---|---|
| 質問<br>No. | 書類名   | 頁   | 第1   | 1  | 1)   | (1) | ア | (7) | а | 資料  | 項目名               | 質問の内容   | 回答  |
| 22        | 様式集   | (7) |      | 3  |      |     |   |     |   | 6-7 | 運営備品等リスト          | 指定の様式には、要求水準書第5-1-(2)「業務対象範囲」の表中に記載の<br>「調理に必要な備品類(まな板、包丁等)」も記載するという認識でよいでしょうか。   | 様式集についての質問回答No21回答<br>をご参照ください。   |
| 23        | 様式集   | 33  |      |    |      |     |   |     |   | 7–1 | 様式7-1(市の支<br>払総額) | 単位は「千円」となっておりますが、「円」としては如何でしょうか?あるいは「千円」単位とする場合は、円桁は小数点以下で記載することでよろしいを合うか?様式3-2入札書の金額と整合させる必要があり、割賦金利の計算を考えると円桁までの計算が必要となりますので、ご検討ください。 | 様式集についての質問回答No16回答<br>をご参照ください。   |
| 24        | 様式集   | 34  |      |    |      |     |   |     |   | 7-3 | 資金調達計画            | 資金調達企業名とは何を指すのでしょうか。資金調達先の金融機関名でしょうか、または資金調達実務担当企業名でしょうか。   | 前者を指します。<br>なお、「資金調達企業名」を「資金調達<br>先企業名」に修正します。                                    |
| 25        | 様式集   |     |      |    |      |     |   |     |   | 7-3 |                   | 資金調達企業名とは何を指すのでしょうか。資金調達先の金融機関でしょうか。資金調達実務担当企業でしょうか。  | 様式集についての質問回答No24回答<br>をご参照ください。   |
| 26        | 様式集   |     |      |    |      |     |   |     |   | 7-3 |                   | ・構成企業による株主劣後融資等を想定する場合、外部借入として記載するという理解でよろしいでしょうか。 ・また、この場合、企業名はどのように記載すればよろしいでしょうか。  | ・前段については、ご理解のとおりです。 ・後段については、「構成企業(〇〇業務担当)」と記載し、〇〇の部分には担当する業務を記載してください。           |
| 27        | 様式集   | 36  |      |    |      |     |   |     |   | 7–5 | 様式7-5(長期収<br>支計画) | 備考4に「・・・千円未満切捨・・・」とありますが、これを遵守すると収支計画の縦合計、横合計に不整合が生じますので、千円未満を切捨てるのではなく、表示を千円単位とすることも可能として頂けませんでしょうか?                                   | 表示を千円単位としてください。   |
| 28        | 様式集   | 36  |      |    |      |     |   |     |   | 7-5 | 様式7-5(長期収<br>支計画) | 長期収支計画の作成において、変動料金は入札説明書で提示されている入札額算定に用いる各年度の年間合計提供食数に提案する単価を乗じた金額で計算するという理解でよろしいでしょうか?   | ご理解のとおりです。  |
| 29        | 様式集   | 35  |      |    |      |     |   |     |   | 7–5 | 長期収支計画書           | ・不動産取得税の項目がございますが、貴市としては本件について取得税が課税されるとのお考えでしょうか。 ・また、予定価格は上記を含んだもので算定されているのでしょうか。入札者間の公平に資するべく、取扱いについてご指示いただけますでしょうか。                 | ・前段については、市は課税されないものと認識していますが、事業者にて判断してください。 ・後段については、事業者にて必要と判断されれば、入札価格に含めてください。 |
| 30        | 様式集   | 35  |      |    |      |     |   |     |   | 7–5 | 長期収支計画書           | その他公租公課とは何を想定されているのでしょうか。   | 想定はありません。事業者にて必要と<br>思うものがあれば記載してください。  |

### 青森市小学校給食センター等整備運営事業

## ■様式集についての質問回答

| - 14      |     |   |    |   |    |     |   |     |   |     |         |  |   |
|-----------|-----|---|----|---|----|-----|---|-----|---|-----|---------|--|---|
| 質問<br>No. | 書類名 | 頁 | 第1 | 1 | 1) | (1) | ア | (7) | а | 資料  | 項目名     | 質問の内容  | 回答  |
| 31        | 様式集 |   |    |   |    |     |   |     |   | 7–9 | 光熱水費の削減 | ・最大2枚までとなっていますが、指定様式以外の1ページは、任意様式でよろしいのでしょうか。<br>・また提案額を提示することで、どのような評価をされるのでしょうか。 | ・前段については、ご理解のとおりです。P(7)記載要領の表中7-9の様式タイプを「指定」から「指定1・任意1」に修正します。 ・後段については、落札者決定基準の第4(1)をご参照下さい。 |
| 32        | 様式集 |   |    |   |    |     |   |     |   | 7-9 |         | 「最大提供食数に対する」とは、小学校<br>12,000食、中学校9,000食を調理した際<br>という理解でよろしいでしょう。                   | ご理解のとおりです。  |
| 33        | 様式集 |   |    |   |    |     |   |     |   | 7-9 |         | 事業契約書(案)別紙14におけるエネルギー使用実績の考え方は市の専用使用部分を除くとありますが、本様式でも同様という理解でよろしいでしょうか。            | ご理解のとおりです。  |
| 34        | 様式集 |   |    |   |    |     |   |     |   | 7-9 |         | 中学校給食センターでは、軽油、重油を<br>使用していないという理解でよろしいで<br>しょうか。                                  |   |
| 35        | 様式集 |   |    |   |    |     |   |     |   | 7-9 |         | 中学校給食センターの使用量実績は、<br>各年度の平均ではなく、各年度の総使<br>用量と総提供食数をお示し頂けますで<br>しょうか。               | 原案のデータから想定してください。   |

## ■基本協定書(案)についての質問回答

|           | 2个           | 1/2/1 | /       |    |   | 7   | ·, — |     |   |    | I .     |  | 【第1回】十成25年6万6日回日                                 |
|-----------|--------------|-------|---------|----|---|-----|------|-----|---|----|---------|--|--|
| 質問<br>No. | 書類名          | 頁     | 条       | 項  | 号 | (1) | ア    | (7) | а | 別紙 | 項目名     | 質問の内容  | 回答   |
| 1         | 基本協定書<br>(案) | 2     | 4条      | 2項 |   |     |      |     |   |    | 株式の譲渡等  | 事業者がプロジェクトファイナンスによる<br>資金調達を行わない場合、事業者の株式に貴市との間で担保権設定契約を締結する理由をご教示願います。  | 事業の安定性確保のためです。                                   |
| 2         | 基本協定書(案)     | 2     | 4条      | 2項 |   |     |      |     |   |    | 株式の譲渡等  | 担保権設定契約における被担保債権は何を想定していますでしょうか。当グループではプロジェクトファイナンスを想定しており、金融機関にSPC株式に対し、第1位の質権を設定し、株券現物を差し入れます。その上で市が第2位の質権を設定するとの事でしょうか。 | プロジェクトファイナンスで資金調達する場合には、本項は規定しません。               |
| 3         | 基本協定書(案)     | 2     | 4条      | 2項 |   |     |      |     |   |    | 株式の譲渡等  | 担保権設定契約における被担保債権は何を想定していますでしょうか。   | 市の事業契約上の権利を想定しています。                              |
| 4         | 基本協定書(案)     | 2     | 4条      | 2項 |   |     |      |     |   |    | 株式の譲渡等  | 第2項による場合の被担保債権についてご教授ください。   | 基本協定書(案)についての質問回答<br>No3回答をご参照ください。              |
| 5         | 基本協定書(案)     | 3     | 4条      | 2項 |   |     |      |     |   |    | 株式の譲渡等  | 担保権設定の費用は市にてご負担との<br>理解でよろしいでしょうか。   | 市に生じる費用については市が負担し<br>ます。                         |
| 6         | 基本協定書(案)     | 3     | 6条      | 3項 |   |     |      |     |   |    | 事業契約    | 仮契約を締結せず又は本契約を成立させないことが出来る事由の範囲が広すぎではないかと考えます。本事業の入札手続に関するもののみとして頂けないでしょうか。  | 原案のとおりとします。                                      |
| 7         | 基本協定書(案)     | 3     | 6条      | 4項 |   |     |      |     |   |    | デフォルト事由 | 本項目で乙の連帯債務となるデフォルト事由は、第6条3項で規定されている「デフォルト事由が本事業の入札手続きに関するもの」との理解で宜しいでしょうか。   |  |
| 8         | 基本協定書(案)     | 4     | 9条      | 2項 |   |     |      |     |   |    | 有効期間    | ただし書きに、第8条の定めは有効とするとありますが、有効期間終了後も当事者を拘束するものは第8条(事業契約の不調)ではなく、第11条(秘密保持等)でしょうか。  | 第8条です。   |
| 9         | 基本協定書(案)     | 4     | 10 条    | 4項 |   |     |      |     |   |    | デフォルト事由 | 本項目で乙の連帯債務となるデフォルト事由は、第10条1項で規定されている「この事業の入札手続きに関するデフォルト事由」との理解で宜しいでしょうか。  | 本項の「デフォルト事由により」は、本事<br>業の入札手続きに関するものとは限り<br>ません。 |
| 10        | 基本協定書(案)     | 4     | 10<br>条 | 1項 |   |     |      |     |   |    | 救済措置    | 「この場合において、前条第2項ただし<br>書き」とは、第8条の事業契約の不調の<br>ことでしょうか。   | 第9条第2項但し書きを指します。                                 |

|           | <b>事</b> 業契約書 | \ <del>*</del> | /I C | <i></i> | C 0,    | /尺1 | النارا |     |   |    |                 |   | 【第1回】平成23年8月8日回答   |
|-----------|---------------|----------------|------|---------|---------|-----|--------|-----|---|----|-----------------|---|--|
| 質問<br>No. | 書類名           | 頁              | 条    | 項       | 号       | (1) | ア      | (7) | а | 別紙 | 項目名             | 質問の内容   | 回答   |
| 1         | 事業契約書(案)      | 2              | 1条   | 1項      | 7号      |     |        |     |   |    |                 | 3行目の「開業準備業務」は「運営備品<br>等調達等業務」の誤りでしょうか。  | ご理解のとおりです。「開業準備業務」<br>は「運営備品等調達等業務」と修正します。   |
| 2         | 事業契約書 (案)     | 3              | 1条   | 1項      | 28<br>号 |     |        |     |   |    | 定義(施設供用<br>業務費) | ・・・・所定の委託料の合計額を運営期間の年次で除した額とありますが、年次で除すというのはどういう意味でしょうか?運営期間が15年ならば15で割るということだと思いますが、運営期間の年数で除すとしては如何でしょうか?   | ご理解のとおりですが、原案のとおりとします。   |
| 3         | 事業契約書 (案)     | 5              | 1条   | 1項      | 46 号    |     |        |     |   |    | 定義(不可抗力)        | 不可抗力は締結後に発生する事象に限られとありますが、3月11日の東日本震災による影響は今なお継続しており、かつ長期間に及ぶ可能性があります(電力の需給も含め)。このような場合は、不可抗力になると理解能でにとしてでしょうか? 事業契分・事業者としてはコントロールできないものですので、ご理解御願いします。 | 不可抗力は、締結後に発生する事象に限られます。  |
| 4         | 事業契約書<br>(案)  | 5              | 1条   |         | 46号     |     |        |     |   |    | 不可抗力            | 落雷は不可抗力でしょうか。   | 本号の定義のとおりです。   |
| 5         | 事業契約書<br>(案)  | 6              | 5条   | 1項      |         |     |        |     |   |    | 事業場所            | 原状有姿ではなく現状有姿ですので修<br>正御願いします。   | 修正します。   |
| 6         | 事業契約書 (案)     | 8              | 6条   | 1項      | 5号      |     |        |     |   |    | 引渡業務            | 表示登記、保存登記とも不要との理解でよろしいでしょうか?必要とする場合、登記手続は引渡後になることをご確認御願いします。  | 表示登記、保存登記とも不要です。   |
| 7         | 事業契約書 (案)     | 9              | 9条   | 1項      | 1号      |     |        |     |   |    | 契約保証金           | 施設整備費の100分の10以上とありますが、施設整備費には割賦金利と消費税は含まれるのでしょうか?   | 含まれます。   |
| 8         | 事業契約書 (案)     | 9              | 9条   | 1項      | 1号      |     |        |     |   |    | 契約保証金           | ・・・及び年間の委託料の100分の20以上に相当する額とありますが、工事に関する契約保証であるのに、・・・及び年間の委託料の100分の20以上に相当する額の合計とされた理由をご教示ください。   | 「この契約に基づく本件工事の請負に関し」を「この契約に関し」を「この契約に関し」と修正します。<br>事業契約書(案)についての質問回答<br>No9回答もあわせてご参照ください。 |

|           | <b>P</b> 耒奖剂者 | \ <b>/</b> | <i></i> |    | C 0. | יו אלי | اندار- |     |   |    |        |  | 【第1回】平成23年8月8日回合   |
|-----------|---------------|------------|---------|----|------|--------|--------|-----|---|----|--------|--|--|
| 質問<br>No. | 書類名           | 頁          | 条       | 項  | 号    | (1)    | ア      | (7) | а | 別紙 | 項目名    | 質問の内容  | 回答   |
| 9         | 事業契約書(案)      | 9          | 9条      | 1項 | 1号   |        |        |     |   |    | 契約保証金  | ・契約保証金については、「この契約に基づく本件工事の請負に関し、・・」とありますが、契約保証金の納付額は「施設整備費の100分の10以上に相当する額及び年間の委託料の100分の20以上に相当する額の合計」とされております。契約保証金やそれに代わる担保等は、施設整備部分のみでなく、運営部分に対しても求めるとの認識で宜しいのでしょうか。 ・その場合、契約保証金の納付期間については、「施設整備の100分の10以上に相当する額」は本件工事期間、「「石額」は本件工事期間、「石額」は本件工事期間、「石額」は本件工事期間、「石額」は運営期間との理解で宜しいでしょうか。 | 証金やそれに代わる担保等を運営部分に対しても求めます。したがって、「この契約に基づく本件工事の請負に関し」を「この契約に関し」と修正します。 ・後段については、ご理解のとおりで |
| 10        | 事業契約書(案)      | 9          | 9条      | 1項 | 1号   |        |        |     |   |    | 契約保証金  | 工事請負に対する契約保証金額に維持管理及び運営の対価である年間委託料の20%を含んでいる理由をご教示願います。  | 事業契約書(案)についての質問回答<br>No9回答をご参照ください。  |
| 11        | 事業契約書(案)      | 9          | 9条      | 1項 | 3号   |        |        |     |   |    |        | 整備期間満了後には契約保証金全額の返還請求が可能という理解でよろしいでしょうか。   | 施設整備に関する契約保証金について<br>はご理解のとおりですが、第4号の例外<br>規定を適用し、市が留保する場合があ<br>ります。                     |
| 12        | 事業契約書(案)      | 9          | 9条      | 1項 | 4号   |        |        |     |   |    | 契約保証金  | 施設整備完了・引渡後、建設企業よる<br>瑕疵担保保証書の差入れにもかかわら<br>ず、契約保証金の返還を留保する理由<br>をご教示願います。   | い場合を想定し、留保規定を置いてい  |
| 13        | 事業契約書(案)      | 9          | 9条      | 1項 |      |        |        |     |   |    | 契約保証金  | 契約保証金の額に施設整備費の10%の他、年間委託料の20%相当額が含まれていますが、整備期間の定めですので年間委託料の20%相当は過分ではないでしょうか。  | 事業契約書(案)についての質問回答<br>No9回答をご参照ください。  |
| 14        | 事業契約書(案)      | 9          | 9条      | 1項 |      |        |        |     |   |    | 契約保証金  | プロジェクトファイナンスによる場合には、達約金額との整合を図り施設整備費の100分の10相当額及び年間委託料の100分の10とすべきではないでしょうか?   | 原案のとおりとします。  |
| 15        | 事業契約書(案)      | 9          | 9条      | 2項 | 5号   |        |        |     |   |    |        | 保証の期間及び保証金額をお示し下さい。  | 保証期間は事業期間、保証金額は第9<br>条第1項第1号に定める額となります。  |
| 16        | 事業契約書(案)      | 9          | 9条      | 2項 | 5号   |        |        |     |   |    |        | 保証の期間及び保証金額をお示し下さい。  | 事業契約書(案)についての質問回答<br>No15回答をご参照ください。   |
| 17        | 事業契約書(案)      | 10         | 9条      | 3項 | 3号   |        |        |     |   |    | 履行保証保険 | 『建設企業、維持管理企業、運営企業<br>若しくは厨房設備企業をして締結させ』<br>と有りますが、この場合の被保険者は<br>誰を示すのでしょうか。  | 事業者です。   |

|           | 不大小百         |    |         |    |   | 1   |   | _   |   |    | ı           |   | [第1回]干版20 <del>年</del> 0月0日回日   |
|-----------|--------------|----|---------|----|---|-----|---|-----|---|----|-------------|---|---|
| 質問<br>No. | 書類名          | 頁  | 条       | 項  | 号 | (1) | ア | (7) | а | 別紙 | 項目名         | 質問の内容   | 回答  |
| 18        | 事業契約書(案)     | 9  | 9条      | 3項 |   |     |   |     |   |    | 契約保証金       | 履行保証保険を付保した場合の保険金額は第9条第1項(1)と同じと理解してよろしいでしょうか?  | ご理解のとおりです。  |
| 19        | 事業契約書<br>(案) | 9  | 9条      | 3項 |   |     |   |     |   |    | 契約保証金       | 履行保証保険を付保した場合の保険期間は契約成立日(議会承認日)から引渡予定日までの間)と同じと理解してよろしいでしょうか?                         | ご理解のとおりです。  |
| 20        | 事業契約書<br>(案) | 9  | 9条      | 3項 |   |     |   |     |   |    |             | 各号記載の保険の期間及び保険金額<br>をお示し下さい。  | 期間は事業期間、ただし第2号は整備期間とします。保険金額は第9条第1項第1号に定める額、ただし第2号は施設整備費の100分の10以上に相当する額とします。なお、本項柱書きの規定にご留意ください。 |
| 21        | 事業契約書(案)     | 9  | 9条      | 4項 |   |     |   |     |   |    | 契約保証金       | かし担保責任の除斥期間とは、第42条<br>2項から最大10年ととらえて宜しいでしょ<br>うか。                                     | ご理解のとおりです。  |
| 22        | 事業契約書<br>(案) | 9  | 9条      |    |   |     |   |     |   |    | 契約保証金       | 契約保証金の納付方法について、金銭による納付と担保の提供又は保険の付保を組み合わせることも可能という理解でよいでしょうか?                         | ご理解のとおりです。  |
| 23        | 事業契約書<br>(案) | 14 | 16 条    | 2項 |   |     |   |     |   |    | 近隣対策        | 工事工程、作業時間等の工事計画及び進捗状況を、最低月1回、近隣説明することは困難ですので、工事工程等を工事看板で表示することでよろしいでしょうか?             | 工事看板で十分な効果がない場合に<br>は、説明等を行っていただきます。  |
| 24        | 事業契約書<br>(案) | 18 | 28<br>条 | 4項 |   |     |   |     |   |    | 事業者による竣工検査等 | 検査済証は、法令による完成検査後の<br>タイミングに発行されます。その為第4<br>項は削除と思われますがいかがでしょ<br>うか。                   | 本項の規定する検査済証は竣工検査<br>の検査済証です。  |
| 25        | 事業契約書<br>(案) | 18 | 28 条    | 4項 |   |     |   |     |   |    |             | 検査済証を取得するためには、第30条による完成検査を受検する必要がありますが、完成検査の受検は、本項による竣工検査の結果報告後でなければならないとあり、整合がとれません。 | 事業契約書(案)についての質問回答<br>No24回答をご参照ください。  |
| 26        | 事業契約書<br>(案) | 18 | 30<br>条 | 4項 |   |     |   |     |   |    | 法令による完成検査等  | 検査済証は、法令による完成検査後のタイミングに発行されます。その為第4項は削除と思われますがいかがでしょうか。                               | 原案のとおりとします。   |
| 27        | 事業契約書(案)     | 18 | 31<br>条 |    |   |     |   |     |   |    | 市による完了確認    | この条文に、第30条第4項の文章の追記が必要と考えますがいかがでしょうか。   | 原案のとおりとします。   |

|           | <b>₹</b> 契約書 | \ <i>/</i> |         |    | C 0, | · 只 i | 1) [2] |     |   |    | 1                | <u> </u>  | 【第1四】平成23年8月8日回合                            |
|-----------|--------------|------------|---------|----|------|-------|--------|-----|---|----|------------------|---|---|
| 質問<br>No. | 書類名          | 頁          | 条       | 項  | 뮥    | (1)   | ア      | (7) | а | 別紙 | 項目名              | 質問の内容   | 回答  |
| 28        | 事業契約書<br>(案) | 21         | 37<br>条 | 1項 |      |       |        |     |   |    | 工期変更の場合<br>の費用負担 | 事業者に生じる損害、損失には、合理的な範囲での逸失利益も含まれることをご確認ください。   | 本質問回答で確認します。                                |
| 29        | 事業契約書<br>(案) | 21         | 37<br>条 |    |      |       |        |     |   |    |                  | 工期変更により、事業者に生じた金融<br>費用の増加等の損害は、各号に従い、<br>負担割合が決定されると理解してよろし<br>いでしょうか?                                 | ご理解のとおりです。                                  |
| 30        | 事業契約書<br>(案) | 22         | 40<br>条 | 1項 |      |       |        |     |   |    | 整備施設の引渡し         | 「完全な所有権を市に移転する」と規定されておりますが、事業者にて所有権の保存登記が必要であるとの理解で宜しいでしょうか。  | 事業契約書(案)についての質問回答<br>No6回答をご参照ください。         |
| 31        | 事業契約書<br>(案) | 22         | 40<br>条 | 1項 |      |       |        |     |   |    | 整備施設の引渡し         | 事業者から市への所有権の移転が完了したことを証する書面は、移転完了後、直ちに事業者へ交付されるとの理解で宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。                                  |
| 32        | 事業契約書<br>(案) | 23         | 41<br>条 | 1項 |      |       |        |     |   |    | 運営開始の遅延          | 「合理的な追加的な費用」に資金調達<br>にかかった追加的な金融費用も含まれ<br>ることを確認させて下さい。   | 本質問回答で確認します。                                |
| 33        | 事業契約書 (案)    | 23         | 41<br>条 | 1項 |      |       |        |     |   |    | 運営開始の遅延          | 事業者に生じる損害、損失には、合理的な範囲での逸失利益も含まれることをご確認ください。第4項についても同様にご確認ください。  | ご理解のとおりです。                                  |
| 34        | 事業契約書(案)     | 23         | 41<br>条 | 2項 |      |       |        |     |   |    | 運営開始の遅延          | 遅延損害金の年3.1%の根拠をご教示願います。   | 市が遅延損害金を負担する場合と同一<br>の割合となります。              |
| 35        | 事業契約書<br>(案) | 25         | 45<br>条 | 2項 |      |       |        |     |   |    |                  | 施設供用業務にかかる光熱水費は、事業者用事務室等の事業者が専用使用する部屋を含めて、全て貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。                                       | 本項の本文に規定する光熱水費は、事業者用事務室等の事業者が専用使用する部屋を含みます。 |
| 36        | 事業契約書<br>(案) | 25         | 45条     | 2項 |      |       |        |     |   |    | 光熱水費の費用<br>負担    | 入札説明書には、特段記載がありませんので念の為確認ですが、「施設供用業務の遂行に当たって必要となる光熱水費は、市の負担とする。」でよろしいでしょうか。                             | 事業契約書(案)についての質問回答<br>No35回答をご参照ください。        |
| 37        | 事業契約書 (案)    | 25         | 46条     | 1項 |      |       |        |     |   |    | 第三者による実施         | 維持管理企業から施設維持管理業務の一部を専門企業等の第三者に業務を委託又は請け負わせる場合は、入札説明書の7第4-1-(1)-オに記載の通り、契約締結後速やかに市に通知すれば良いとの理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。                                  |

| -         | <b>業契約書</b>  | \ <del>\</del> | <i>,</i> ı– | J 0 · | C 0, | ノ貝リ |   |     |   |    |                        |   | 【第1回】平成23年8月8日回答                                 |
|-----------|--------------|----------------|-------------|-------|------|-----|---|-----|---|----|------------------------|---|--|
| 質問<br>No. | 書類名          | 頁              | 条           | 項     | 号    | (1) | ア | (7) | а | 別紙 | 項目名                    | 質問の内容   | 回答   |
| 38        | 事業契約書<br>(案) | 26             | 47<br>条     | 2項    |      |     |   |     |   |    | 施設供用業務の<br>施工計画        | 維持管理・運営業務の計画書等を前年度の9月末日までに市に提出するのはタイミングとして早いと思われますので、仮契約締結時に協議して決定していただくよう御願いします。 | 原案のとおりとします。                                      |
| 39        | 事業契約書<br>(案) | 26             | 47<br>条     | 2項    |      |     |   |     |   |    | 施設共用業務の<br>遂行計画        | 第1回目の年間計画書の案も第1項に<br>準じて、引渡予定日の3ヶ月前までに市<br>の確認を得る必要があるとの理解でよ<br>いでしょうか。           | ご理解のとおりです。                                       |
| 40        | 事業契約書<br>(案) | 28             | 50<br>条     | 5項    |      |     |   |     |   |    | 業務の安全確保                | 本契約に別段の定めがある場合とは、<br>具体的にどの条文を示すのかご教授い<br>ただけないでしょうか。                             | 第62条などが該当しますが、これに限られません。                         |
| 41        | 事業契約書<br>(案) | 29             | 53<br>条     | 1項    | 3号   |     |   |     |   |    | モニタリングの実<br>施          | 「市は、必要に応じてアンケートを行う」<br>とのことですが、いつ誰を対象としたア<br>ンケートを実施するのかをご教示願い<br>ます。             | 不定期に被提供者等に実施します。                                 |
| 42        | 事業契約書<br>(案) | 28             | 53<br>条     |       |      |     |   |     |   |    | アンケート                  | アンケートとは、誰に対して何を問うも<br>のでしょうか。   | 事業契約書(案)についての質問回答<br>No41回答をご参照ください。             |
| 43        | 事業契約書<br>(案) | 30             | 55<br>条     | 2項    |      |     |   |     |   |    | サービス購入料の支払             | 「サービス購入料債権は一体不可分の<br>ものであることを確認する」とのことであ<br>りますが、この条文の主旨につきご教<br>示願います。           | 本契約に基づくサービス購入料債権の原則を示しています。                      |
| 44        | 事業契約書 (案)    | 31             | 60 条        | 2項    |      |     |   |     |   |    | 事業者の債務不履行等による解除        | 全部を解除することができるとありますが、一部解除の取扱いはないのでしょうか。  | この場合、全部は一部を含みます。                                 |
| 45        | 事業契約書<br>(案) | 32             | 63<br>条     | 2項    |      |     |   |     |   |    | 特別措置等によるサービス購入<br>料の減額 | 後段にて「協議が調ったときは、サービス購入料を減額するものとする」とのことですが、協議が不調に陥った場合は減額しないとの理解で宜しいでしょうか。          | ご理解のとおりです。                                       |
| 46        | 事業契約書<br>(案) | 32             | 63<br>条     |       |      |     |   |     |   |    | 特別措置等によるサービス購入料の減額     | 法令変更、要求水準書の変更等により<br>減額があり得るということは、増額もあ<br>りえるのでしょうか。                             | 本条に基づく増額はありません。                                  |
| 47        | 事業契約書(案)     | 33             | 64<br>条     | 1項    | 1号   |     |   |     |   |    | 引渡日前の解除の効力             | 「事業者から買い受け、引渡しを受けること若しくは施設整備に要した費用の対価を支払うこと又はその両方」とありますが、その両方とは何と何でしょうか。          | その両方とは、引渡しを受けること及び<br>施設整備に要した費用の対価を支払う<br>ことです。 |

|           | <b>事業契約書</b> | (木 | л –     | JU. | (0, | /貝  | 미쁘 |     |   |    | 1                           |  | 【第1回】平成23年8月8日回答   |
|-----------|--------------|----|---------|-----|-----|-----|----|-----|---|----|-----------------------------|--|--|
| 質問<br>No. | 書類名          | 頁  | 条       | 項   | 号   | (1) | ア  | (7) | а | 別紙 | 項目名                         | 質問の内容  | 回答   |
| 48        | 事業契約書(案)     | 34 | 64<br>条 | 3項  |     |     |    |     |   |    | 引渡日前の解除の効力                  | 整備施設(小学校給食センター)の引渡<br>しは完了していないものの、中学校給<br>食センターの施設供用業務が開始され<br>た場合の規定でしょうか。   | 具体の想定としてはご理解のとおりで  |
| 49        | 事業契約書(案)     | 33 | 64<br>条 |     |     |     |    |     |   |    | 引渡日前の解除の効力                  | 本条に記載されている「完成確認」とは<br>第31条の完成確認のことでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 50        | 事業契約書(案)     | 35 | 65<br>条 | 4項  | 4号  |     |    |     |   |    | 引渡日後の解除の効力                  | 実働ベースで清算とは、固定費ならば<br>日割り、変動費ならは提供食数での清<br>算との理解で宜しいでしょうか。  | 概ねご理解のとおりですが、別紙11に<br>示すとおり。変動費については提供給<br>食数によらない場合もあります。 |
| 51        | 事業契約書 (案)    | 35 | 66<br>条 | 1項  | 1号  |     |    |     |   |    | 損害賠償 引渡<br>日前までに解除<br>された場合 | 施設整備費の10%に相当する額から、<br>割賦料の金利部分は除外としていただけないでしょうか。   | 原案のとおりとします。  |
| 52        | 事業契約書 (案)    | 35 | 66 条    | 1項  | 2号  |     |    |     |   |    | 損害賠償                        | 事業者がプロジェクトファイナンスで資金調達した場合とそうでない場合で、賠償料率が異なる理由をご教示願います。そもそも、資金調達方法は事業者側の創意工夫において行うものであり、調達手法の相違から、賠償料率を変更するという主旨をご教示願います。 | プロジェクトファイナンスの持つ事業安<br>定性への効果を重視したものです。                     |
| 53        | 事業契約書 (案)    | 35 | 66 条    | 1項  | 2号  |     |    |     |   |    | 損害賠償(引渡日以降)                 | 「解除日が属する事業年度及びその翌年度において支払われるべき施設供用業務の遂行に係る対価総額の・・・とありますが、翌年度の食数が決定していない可能性があり、算定ができないのではないでしょうか?                         | 直近の業務計画書によることを想定しています。                                     |
| 54        | 事業契約書 (案)    | 35 | 66条     | 1項  | 2号  |     |    |     |   |    | 損害賠償(引渡<br>日以降)             | 10%(プロファイの場合)又は20%とするの   | プロジェクトファイナンスの持つ事業安定性への効果を重視したものです。<br>原案のとおりとします。          |
| 55        | 事業契約書(案)     | 35 | 66 条    | 1項  | 2号  |     |    |     |   |    | 損害賠償(引渡日以降)                 |  | プロジェクトファイナンスの持つ事業安<br>定性への効果を重視したものです。                     |

|           | <b>『業契約書</b> | (米 | л –     | ノし・ | C 0. | 貝し  | 미쁘 | 百   |   |    |                            |  | 【第1回】平成23年8月8日回答                                     |
|-----------|--------------|----|---------|-----|------|-----|----|-----|---|----|----------------------------|--|--|
| 質問<br>No. | 書類名          | 頁  | 条       | 項   | 号    | (1) | ア  | (7) | а | 別紙 | 項目名                        | 質問の内容  | 回答   |
| 56        | 事業契約書 (案)    | 35 | 66 条    | 1項  | 2号   |     |    |     |   |    | 損害賠償                       | 『解除日が属する事業年度【およびその翌年度において支払われるべき施設供用業務の遂行に係る対価総額の100分の10に相当する額】』の記述について、事業年度と翌年度の対価総額(の100分の10に相当する金額という理解で宜しいでしょうか。また、文中の「100分の20に相当する額」とは何を示すのでしょうか。   | ご理解のとおりです。また以下について、「100分の20に相当する額」は※記載の場合に適用される規定です。 |
| 57        | 事業契約書(案)     | 35 | 66<br>条 | 1項  | 2号   |     |    |     |   |    | 損害賠償 引渡<br>日以降に解除さ<br>れた場合 | ※の前者とは、どの範囲を意味するのでしょうか。  | 「100分の10に相当する額」です。                                   |
| 58        | 事業契約書<br>(案) | 35 | 66<br>条 | 1項  | 2号   |     |    |     |   |    | 損害賠償 引渡<br>日以降に解除さ<br>れた場合 | プロジェクトファイナンスによる資金調達を行う場合と、そうでない場合とで差を設ける必要があるのでしょうか。その理由を教示下さい。  | プロジェクトファイナンスの持つ事業安<br>定性への効果を重視したものです。               |
| 59        | 事業契約書(案)     | 35 | 66<br>条 | 1項  | 2号   |     |    |     |   |    | 損害賠償                       | プロジェクトファイナンスによるか否かに<br>よって違約金額が異なる理由について<br>ご教授ください。   | プロジェクトファイナンスの持つ事業安<br>定性への効果を重視したものです。               |
| 60        | 事業契約書<br>(案) | 35 | 66条     | 1項  | 2号   |     |    |     |   |    | 損害賠償                       | 事業者がプロジェクトファイナンスによる<br>資金調達を行う場合、損害賠償額を減<br>額する理由をご教示願います。   | プロジェクトファイナンスの持つ事業安<br>定性への効果を重視したものです。               |
| 61        | 事業契約書<br>(案) | 35 | 66 条    | 2項  |      |     |    |     |   |    | 損害賠償                       | 『解除日が属する事業年度【およびその翌年度において支払われるべき施設用業務の遂行に係る対価総額の100分の10に相当する額/の100分の20に相当する額】※事業者がプロジェクトファイナンスによる資金調達を行う場合は、前者を採用する。』とあります。これは、プロジェクトファイナンスによる資金調達だと2年分の100分の10に相当する額であり、以外は2年分の100分の20に相当する額との理解でよろしいでしょうか。                               |  |
| 62        | 事業契約書(案)     | 35 | 66条     | 2項  |      |     |    |     |   |    | 損害賠償                       | 『解除日が属する事業年度【およびその翌年度において支払われるべき施設供用業務の遂行に係る対価総額の100分の10に相当する額】※事業者がプロジェクトファイナンスによる資金調達を行う場合は、前者を採用する。』とあります。これは、プロジェクトファイナンスによる資金調達を行った場合は事業年度と翌年度の対価総額(つまり2年分の対価総額)の100年付かの対象総額の100分の10に相当する額であり、以外は2年分の対象総額の100分の20に相当する額との理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。   |

|           | <b>『業契約書</b> | <b>元</b> (余 | ハー      | ノい | (0, | 月   | <u> </u> | 台   |   |         |                |  | 【第1回】平成23年8月8日回答   |
|-----------|--------------|-------------|---------|----|-----|-----|----------|-----|---|---------|----------------|--|--|
| 質問<br>No. | 書類名          | 頁           | 条       | 項  | 号   | (1) | ア        | (7) | а | 別紙      | 項目名            | 質問の内容  | 回答   |
| 63        | 事業契約書(案)     | 36          | 66<br>条 | 4項 |     |     |          |     |   |         | 損害賠償(市の<br>責め) | 当該解除により事業者が被った損害を・・・支払うとありますが、合理的な金融費用も損害に含まれるでしょうか?                         | ご理解のとおりです。   |
| 64        | 事業契約書(案)     | 35          | 66条     |    | 2号  |     |          |     |   |         | 損害賠償           | 引渡日以降に解除された場合の内容に<br>おける、100分の10あるいは100分の20<br>の区分についてご説明方お願い致しま<br>す。       |  |
| 65        | 事業契約書 (案)    | 36          | 70<br>条 |    |     |     |          |     |   |         | 公租公課の負担        | 「予測不可能であると認められる新たな<br>公租公課の負担」とありますが、消費税<br>の値上げも含まれるのかご教示願いま<br>す。          |  |
| 66        | 事業契約書<br>(案) | 37          | 71<br>条 | 2項 |     |     |          |     |   |         | 運営協議義務         | 「運営協議会の開催及び運営については、別に定める」とのことですが、誰がいつまでに定めるのかをご教示願います。                       | 市が運営開始前までに定めます。  |
| 67        | 事業契約書<br>(案) | 37          | 73<br>条 |    |     |     |          |     |   |         | 財務書類の提出        | 公認会計士又は監査法人の監査報告<br>書の添付を義務付けておられますが、<br>この主旨をご教示願います。                       | 事業者の会計の透明性確保のため、大<br>会社並みの義務を課しています。   |
| 68        | 事業契約書<br>(案) | 39          | 82条     |    |     |     |          |     |   |         | 要求水準書の変見       | この項目は事業費の増減につながる可能性がありますが、その際には、契約変更の手続き等により、増減が反映されるものとの理解でよろしいでしょうか。       | ご理解のとおりです。   |
| 69        | 事業契約書(案)     | 39          | 82条     |    |     |     |          |     |   |         | 要求水準書の変態       | 市側からの変更となっておりますが、合<br>理的理由があれば、事業者側からの変<br>更起案も可能でしょうか。                      | 内容が合理的であれば、事業者の事実<br>行為としての提案を受けて、市が本条<br>に基づく提案をすることがあります。  |
| 70        | 事業契約書<br>(案) | 49          |         |    |     |     |          |     |   |         | 事業者等が付保する保険    | 事業者側にて、普通火災保険を付保することが規定されておりますが、被保険者は貴市で宜しいのでしょうか?                           | ご理解のとおりです。   |
| 71        | 事業契約書<br>(案) | 49          |         |    |     |     |          |     |   |         | 事業者等が付保する保険    | 普通火災保険の付保期間が15年一括とできない場合、例えば5年更新毎の更新リスクが伴うこととなるが、その対応についてご教示願います。            | 同等の効果のある提案として認められ<br>ます。   |
| 72        | 事業契約書(案)     | 49          |         |    |     |     |          |     |   | 別紙<br>7 |                | 1.整備期間中の保険に記載のある本件施設等とは、整備施設の誤りでしょうか。  | ご理解のとおりです。修正します。   |
| 73        | 事業契約書 (案)    | 49          |         |    |     |     |          |     |   | 別紙<br>7 |                | 2. 運営・維持管理期間の保険に記載のある本件施設等及び本件施設とは、この施設の誤りでしょうか。この場合、中学校給食センターの再調達価額をお教え下さい。 | ご理解のとおりです。修正します。<br>中学校給食センターの平成23年4月の<br>再調達価格は、<br>給食センター 257,419万円<br>機械室(ゴミ処理) 2,877万円<br>機械室(廃水処理) 2,060万円<br>です。 |
| 74        | 事業契約書<br>(案) | 49          |         |    |     |     |          |     |   | 別紙<br>7 |                | 普通火災保険は、事業者の責による火<br>災等のみを補償する保険に加入すると<br>いう理解でよろしいでしょうか。                    | ご理解のとおりです。   |

|           | <b>未</b> 奖剂音 | \/\ | /- |   |   | 77.1 |     | <u> </u> |   |          |   |  | 【第1回】平成23年8月8日回合                           |
|-----------|--------------|-----|----|---|---|------|-----|----------|---|----------|---|--|--|
| 質問<br>No. | 書類名          | 頁   | 条  | 項 | 号 | (1)  | ア   | (7)      | а | 別紙       | 項目名   | 質問の内容  | 回答   |
| 75        | 事業契約書<br>(案) | 49  |    |   |   | 2    | (2) |          |   | 別紙<br>7  | 運営・維持管理<br>期間の保険                                | 本件施設の定義がありませんが、整備<br>施設(小学校給食センター)のことでしょ<br>うか。  | 「本件施設」を「この施設」と修正します。                       |
| 76        | 事業契約書<br>(案) | 49  |    |   |   | 2    | (2) |          |   |          | 運営・維持管理<br>期間の保険                                | 施設の所有者は市ですが、SPCのおいて火災保険を付保する必要があるのでしょうか。   | 必要です。事業契約書(案)についての<br>質問回答No74回答をご参照ください。  |
| 77        | 事業契約書(案)     | 49  |    |   |   | 2    | (2) |          |   |          | 運営・維持管理<br>期間の保険                                | 中学校給食センターについては、現在<br>共済保険が付保されており、今後も同<br>様の扱いとなる予定でしょうか。  | ご理解のとおりです。                                 |
| 78        | 事業契約書(案)     | 49  |    |   |   | 2    |     |          |   | 別紙<br>7  | 事業者等が付保する保険                                     |  | 社団法人全国市有物件災害共済会の<br>建物総合損害共済に加入する予定で<br>す。 |
| 79        | 事業契約書(案)     | 50  |    |   |   | 1    |     |          |   | 別紙<br>8  | 不可抗力  | 施設整備費相当額の100分の1に至る<br>まではとありますが、施設整備費相当<br>額の定義がございませんので、明示御願いします。   | 「施設整備費相当額」は「施設整備費に<br>相当する額」とします。          |
| 80        | 事業契約書<br>(案) | 50  |    |   |   | 1    |     |          |   |          | 不可抗力による<br>損害、損失及び<br>費用の負担割合<br>整備期間           | 施設整備費相当額から割賦金利部分を除いていただけないでしょうか。   | 原案のとおりとします。                                |
| 81        | 事業契約書<br>(案) | 50  |    |   |   | 1    |     |          |   |          | 不可抗力による<br>損害、損失及び<br>費用の負担割合<br>整備期間           | 支払われた保険金は、まずは事業者が<br>負担する損害、損失及び費用の額から<br>控除していただけないでしょうか。   | 控除するのは、事業者の負担額を超え<br>る額の保険金です。             |
| 82        | 事業契約書<br>(案) | 50  |    |   |   | 2    |     |          |   | 別紙<br>8  | 不可抗力  | 施設供用業務費の100分の1とあり、施設供用業務費の定義は施設供用業務費の定義は施設供用業務費の年平均額と解釈されますが、引渡日以後の事業者の不可抗力負担額は、物価改定、食数の変動を考慮せず、施設供用業務費の年平均額の1%と理解してよろしいでしょうか? | 直近の業務計画書によることを想定しています。                     |
| 83        | 事業契約書(案)     | 50  |    |   |   | 2    |     |          |   | 別紙<br>8  | 不可抗力による<br>損害、損失及び<br>費用の負担割合<br>整備施設の引渡<br>日以後 | 支払われた保険金は、まずは事業者が<br>負担する損害、損失及び費用の額から<br>控除していただけないでしょうか。   | 控除するのは、事業者の負担額を超え<br>る額の保険金です。             |
| 84        | 事業契約書(案)     | 55  |    |   |   |      |     |          |   | 別紙<br>11 |   | 運営備品等調達等業務に対する支払<br>いが規定されておりません。どのような<br>形態にてお支払い頂けるのでしょうか。   | 運営業務の中に含まれます。                              |
| 85        | 事業契約書<br>(案) | 55  |    |   |   | 1    | (2) |          |   | 別紙 11    | 割賦料   |  | に係るもの)及び開業準備業務等の対                          |

|           | 未关剂音         |    |   |   |   |     | , — | _   |   |          | T                        |   | 【第1回】平成23年8月8日回各   |
|-----------|--------------|----|---|---|---|-----|-----|-----|---|----------|--------------------------|---|--|
| 質問<br>No. | 書類名          | 頁  | 条 | 項 | 号 | (1) | ア   | (7) | а | 別紙       | 項目名                      | 質問の内容   | 回答   |
| 86        | 事業契約書<br>(案) | 55 |   |   |   | 1   | (3) |     |   | 別紙<br>11 |                          | 固定料金は毎期同額と理解していますが、異なる回はいつであり、その金額は<br>どのように算定されるのかお示し下さい。                                | ご指摘のとおり毎期同額であり。異なる<br>回は設定しません。したがって、括弧内<br>のただし書きは削除します。  |
| 87        | 事業契約書(案)     | 55 |   |   |   | 1   | (3) |     |   | 別紙<br>11 |                          | 様式7-1では、変動料金を小学校と中学校でそれぞれ提案することとなっていますが、契約上での取扱をお示し下さい。                                   | 異なる単価を提案する場合は、両単価<br>を契約書に明記します。   |
| 88        | 事業契約書(案)     | 55 |   |   |   | 1   | (3) |     |   |          | サービス購入料の構成 委託料           | ただし書きはどのような場合を想定しているのでしょうか。   | 乙の責めに帰すべき事由により、予定<br>した給食を提供できなかった場合等を<br>想定しています。   |
| 89        | 事業契約書<br>(案) | 55 |   |   |   | 2   | 1   |     |   | 別紙<br>11 | 建設一時支払金                  | 所有権移転後、速やかに請求書を市に<br>対して提出するとあるのみですが、建設<br>一時支払金は請求書提出後30日以内<br>に支払われると理解してよろしいでしょ<br>うか? | ご理解のとおりです。   |
| 90        | 事業契約書 (案)    | 55 |   |   |   | 2   | (1) |     |   | 別紙<br>11 | サービス購入料<br>の支払スケ<br>ジュール | 割賦料及び委託料について、それぞれの請求、支払方法の定めに従った手続きをした場合、各支払時期は一致しないこともあると理解してよろしいでしょうか。                  | ご理解のとおりです。   |
| 91        | 事業契約書<br>(案) | 55 |   |   |   | 2   | (1) | ①   |   | 別紙<br>11 |                          |   | 事業契約書(案)についての質問回答<br>No89回答をご参照ください。   |
| 92        | 事業契約書 (案)    | 56 |   |   |   | 2   | (2) |     |   | 別紙<br>11 |                          | 実施給食数の市から事業者への通知<br>期限が入札説明書と異なります。いず<br>れが正でしょうか。  | 「提供日の2稼働日前の午後5時まで」を、「提供日の風する日の前週水曜日<br>を、「提供日の属する日の前週水曜日<br>(ただし、該当日が土・日・祝日・夏期休暇等をまたぐ場合は、その前日)の17時まで」と修正します。 |
| 93        | 事業契約書<br>(案) | 56 |   |   |   | 3   | (1) |     |   | 別紙<br>11 | 割賦料の改定方<br>法             | 基準金利は平成26年3月27日に改定されるとありますが、引渡予定日(平成26年3月31日)が前後にずれた場合、基準金利改定日も同じ期間ずれると理解してよろしいでしょうか。     | ご理解のとおりです。   |
| 94        | 事業契約書(案)     | 56 |   |   |   | 3   | (1) |     |   |          | 割賦料金利の計<br>算対象期間         | 割賦料に適用する金利の具体的な計<br>算対象期間を教えてください。  | 厳密には各四半期に含まれる日数には<br>90~92日と幅がありますが、各期とも提<br>案の年あたり金利(閏年も同じ)の1/4<br>を残元本に乗じた額を金利分として支<br>払います。               |
| 95        | 事業契約書(案)     | 56 |   |   |   | 3   | (1) |     |   | 別紙<br>11 |                          | 引渡日が変更となった場合の基準金利<br>はどのように決定されるのでしょうか。   | 事業契約書(案)についての質問回答<br>No93回答をご参照ください。   |
| 96        | 事業契約書 (案)    | 56 |   |   |   | 3   |     |     |   |          | サービス購入料の改定               | は高いものと思量いたしますが、施設<br>整備対価を物価変動による改定の対象  | 委ねていることから、短期間であれば民<br>間事業者にリスクを負担していただける   |

|           | <b>美契約書</b>  | 1  | л <u> —</u> | JU . | (0) | /貝  |   |     |   |          | 1                | T  | 【第1回】平成23年8月8日回答   |
|-----------|--------------|----|-------------|------|-----|-----|---|-----|---|----------|------------------|--|--|
| 質問<br>No. | 書類名          | 頁  | 条           | 項    | 号   | (1) | ア | (7) | а | 別紙       | 項目名              | 質問の内容  | 回答   |
| 97        | 事業契約書<br>(案) | 58 |             |      |     | 1   |   |     |   | 別紙<br>12 | サービス購入料の減額の基準と方法 | 「減額等の対象となる支払は、維持管理及び運営の対価である委託料とする」とありますが、割賦料はその対象とならないことを確認させてください。   | 本質問回答で確認します。   |
| 98        | 事業契約書(案)     | 58 |             |      |     | 2   |   |     |   |          | 減額等の措置を講じる事態     | 各レベルについては具体的事象が発生<br>するたびに市と事業者の協議で決定さ<br>れるのでしょうか。または事前に何らか<br>の具体的基準設定されるお考えでしょう<br>か。   | 別紙12の規定に基づき、市が客観的事情を勘案して、社会通念に照らして判断します。なお、判断の際には事業者の意見を参考とします。  |
| 99        | 事業契約書<br>(案) | 58 |             |      |     |     |   |     |   |          | 減額等の措置を講じる事態     | レベル1とレベル2の相違が分かりません。「軽微」「重大」「影響」の判断基準を<br>具体的にお示し下さい。判断基準が明確にならない限りセルフモニタリングが<br>困難になります。  | 重大な影響とは、給食の提供ができなくなるものであり、軽微な影響とは、それ以外を想定しています。  |
| 100       | 事業契約書<br>(案) | 58 |             |      |     |     |   |     |   |          | 減額等の措置を講じる事態     | レベル3とレベル4の相違が事業者に判断できません。事業者は配膳までが業務内容のため、児童が給食をしたかどうかは確認できません。もし指定時間以外に給食を提供し、児童が給食を食すことができなかった場合はレベル4となるのであれば、事業者の履行内容以外の事項が判断基準になるため本規定の再考をお願いできませんでしょうか。 | いずれも事業者の債務不履行の場合です。例え、給食の調理、配送等したとしてもその提供時刻が給食開始時間に大幅に遅れるなどにより、児童生徒が食していないのであれば、給食サービスをしたことにはならないと認識しています。                             |
| 101       | 事業契約書<br>(案) | 58 |             |      |     |     |   |     |   | 別紙<br>12 | 是正期間             | 相当な是正期間とは、誰がどのように<br>設定されるのでしょうか。 都度一方的に<br>設定される是正期間に改善できない場<br>合にペナルティが課せられるとすれば、<br>セルフモニタリングが困難になります。  | 原則として市が決定します。債務不履行があった場合であっても、契約を継続することの配慮を含め、市が緊急度を勘案しながら設定します。   |
| 102       | 事業契約書 (案)    | 60 |             |      |     |     |   |     |   |          | 法令変更による費用の負担割合   | 前回の実施方針の質問回答で法人税等には消費税は含まれないとのことでしたが、消費税の値上げは③に該当し、市の負担割合100分の100との理解で宜しいでしょうか。  | 市は支払い時点での消費税を加算して<br>事業者に支払います。  |
| 103       | 事業契約書<br>(案) | 60 |             |      |     |     | 1 |     |   | 別紙<br>13 | 法令変更             | この事業に特別に影響を及ぼすとありますが、特別に影響を及ぼすとはどのように理解すればよろしいでしょうか?例えば、法令変更により特殊な防災設備の設置が義務付けられた場合は、特別に影響を及ぼす法令変更と理解してよろしいでしょうか?  | 「この事業に特別に影響を及ぼす」とは、本事業のみを対象とするというものではなく、例えばPFI事業、学校給食センター、東北地域など対象を限定するものを想定しています。ご指摘のケースについては、国内全域で義務付けられる場合であることから、事業者の負担になると考えています。 |
| 104       | 事業契約書 (案)    | 61 |             |      |     |     |   |     |   | 別紙<br>14 |                  | 市の専用使用部分とは具体にどの部分を指すのでしょうか。小学校給食センター、中学校給食センターそれぞれについてお示し下さい。  | 小学校給食センターにおいては、市職<br>員用事務所、男子・女子更衣室(市職<br>員用)で、中学校給食センターにおいて<br>は、市の専用使用部分はありません。  |

|           | 不大小百         |    |   |   | (0) |     |   | _   |   |    | 1              | T   | 【第1回】干灰20年0万0日回日                            |
|-----------|--------------|----|---|---|-----|-----|---|-----|---|----|----------------|---|---|
| 質問<br>No. | 書類名          | 頁  | 条 | 項 | 号   | (1) | ア | (7) | а | 別紙 | 項目名            | 質問の内容   | 回答  |
| 105       | 事業契約書<br>(案) | 61 |   |   |     | 2   | 3 | (ア) |   |    | 光熱水費の精算の方法     | エネルギー使用料金は、全てが変動料金ではなく、固定費として基本料金がかかります。〈算定式2〉をすべて1食単価での変動する仕組みから固定費と変動費の併用制、あるいは、事業者提案に委ねる等、精算方法の見直しをお願いします。   | 原案のとおりとします。                                 |
| 106       | 事業契約書(案)     | 61 |   |   |     | 2   | 3 | (ア) |   |    | 光熱水費の精算の方法     | 〈算定式2〉は1食単価により変動となっていますが、合計が同じ食数、例えば、年間1,000,000食提供であっても、10,000食を100日提供と、5,000食を200日提供では、エネルギー使用量は大きく異なります。提供日は事業者が決めることはできず、少ない提供食数での実施日が長期に継続すれば、事業者にとって大きな負担となります。1食単価だけではなく、給食実施日数も精算の基準とする仕組みとしていただけないでしょうか。 | 原案のとおりとします。                                 |
| 107       | 事業契約書(案)     | 61 |   |   |     | 2   | 3 | (ア) |   |    | 光熱水費の精算の方法     | 〈算定式2〉において、「事業者提案時の<br>1食あたりのエネルギー使用量」は、実<br>際の運営時と大きく乖離する可能性が<br>あり、貴市・事業者双方にリスクが残り<br>ます。<br>実効性のある方法とするために、「事業<br>者提案時」ではなく、「開業1年目の使用<br>量データ」としていただけないでしょう<br>か。  | 原案のとおりとします。                                 |
| 108       | 事業契約書(案)     | 62 |   |   |     | 2   | 4 |     |   |    | 光熱水費の精算<br>単価  | 精算単価の更新方法、基準を具体的に<br>教えてください。   | 市が当該年度のエネルギー供給事業<br>者と契約した単価等に基づき決定しま<br>す。 |
| 109       | 事業契約書 (案)    | 61 |   |   |     | 2   | 4 |     |   |    | 光熱水費の精算<br>の方法 | 運営業務開始第1期の精算単価が示されていますが、開業時までには大きく変動する可能性があります。貴市・事業者ともに、精算単価の変動リスクが残ります。<br>様式7-9のように入札のルールとしては精算単価が明示されるのは理解できますが、実際の精算単価は、開業後の実勢値に合わせていただけないでしょうか。   | 原案のとおりとします。                                 |
| 110       | 事業契約書 (案)    | 62 |   |   |     | 2   | 4 |     |   |    | 光熱水費の清算方法      | 業務開始第1期の単価が記載されていますが、今から約3年後の単価とここに記載されている単価では差異が生じることが考えられます。<br>業務開始時にこの単価の見直しを行うことをご検討ください。  | 原案のとおりとします。                                 |
| 111       | 事業契約書<br>(案) | 62 |   |   |     | 2   | 4 |     |   |    | 清算単価の通知<br>と更新 |   | 事業契約書(案)についての質問回答<br>№108をご参照ください。          |

## ■入札説明書等についての意見回答

| 質問        |           |    |      |    |     |     |   | -<br>I |   | l        | ı                  | T  | 【第1回】平成20年0万0日回日                             |
|-----------|-----------|----|------|----|-----|-----|---|--------|---|----------|--------------------|--|--|
| 貝미<br>No. | 書類名       | 頁  | 第1   | 1  | 1)  | (1) | ア | (7)    | а | 資料       | 項目名                | 質問の内容  | 回答   |
| 1         | 要求水準書     | 39 | 第6   | 2  |     | (1) | オ | (7)    |   |          | 調理リハーサル<br>配送リハーサル | 調理した12000食+9000食を喫食して頂けない場合は、処分するしかありません。大変もったいないと考えます、全食数でなくとも、どこか引き受け先を検討して頂けないでしょうか。  | 市における引受先はありませんので、<br>事業者にて処分してください。          |
| 2         | 要求水準書     | 66 | 第8   | 1  | (9) | 7   |   |        |   |          | セルフモニタリング          | 「要求水準の各項目に対応して、サービスが要求水準に合致しているかを確認する基準を設置すること。」とありますが、そもそも要求水準とは基準(水準)が示されているものですので、要求水準とは別に事業者が「基準」を独自に設けることは事業遂行上問題が生じると思念します。また、「全ての基準は合致しているか否がで判断できるように設定すること」とありますが、そもそも会致しているかどうか発注者が判断出来ない要求水準が設定されているとすれば、事業者にとっても提案及び業務履行が困難になります。したがって、本項については、「ア要求水準の各項目に対応して、サービスが要求水準に合致しているかを確認すること。」とし、イについては削除していただけないでしょうか。 | 当初の要求水準以上に具体的または<br>詳細な提案もあり、原案のとおりとしま<br>す。 |
| 3         | 要求水準書     | 77 | 第8   | 7  |     | (3) | ア |        |   |          | 配送·回収時間            | 食缶の到着時間について「各学校の給食開始時間のおおよそ45分前までに配送」とありますが、配膳業務の遅延リスクはそもそも事業者側負担と考えられること、また調理後2時間以内喫食を遵守すべく、配送業務等の創意工夫により配膳業務への負担を軽減する提案も検討しています。45分前到着を30分前として頂くか、規定をはずして頂きたいと考えます。  | 原案のとおりとします。                                  |
| 4         | 要求水準書     |    |      |    |     |     |   |        |   | 資料<br>17 | 配膳員数               | 要求水準書(案)についての質問回答<br>No269にて、配膳員の配置人数につい<br>て資料に記載以上の人数を配置とあり<br>ますが、例えば事業期間中に学校の改<br>修等で昇降機の設置が可能になる等の<br>ケースも考えられます。合理的な理由<br>があれば配膳員の削減について市と協<br>議させて頂けますでしょうか。  |  |
| 5         | 事業契約書 (案) | 28 | 53 条 | 3項 |     |     |   |        |   |          | モニタリング             | 第1項において「市は、自らの責任及び<br>費用負担において、・・・モニタリングを<br>実施する」とある一方、第3項で市は事<br>業全体の責任負担を放棄することを規<br>定していることは、矛盾していますので<br>第3項は削除して頂けないでしょうか。<br>少なくとも、市がモニタリングにより、事<br>業者の履行を確認している行為は、事<br>業責任を負っていることに他ならないと<br>考えますが、いかがでしょうか。  | 原案のとおりとします。                                  |

### 青森市小学校給食センター等整備運営事業

# ■入札説明書等についての意見回答

| 質問<br>No. | 書類名       | 頁  | 第1   | 1  | 1)  | (1) | ア | (7) | а | 資料       | 項目名           | 質問の内容  | 回答          |
|-----------|-----------|----|------|----|-----|-----|---|-----|---|----------|---------------|--|-------------|
| 6         | 事業契約書 (案) | 35 | 66 条 | 1項 | (2) |     |   |     |   |          | 告约今           | 引渡日以降に解除された場合の違約<br>金が、一般的な給食PFI事業と比較して<br>過大で、事業者の応札意欲がそがれる<br>だけでなく、応札事業者の資金負担が<br>増大して、結果的にコストアップを通じ<br>て貴市の財政上のメリットも低減するも<br>のと思料します。施設共用業務の年間<br>対価の10%程度に変更してください。 | 原案のとおりとします。 |
| 7         | 事業契約書 (案) | 61 |      |    |     |     |   |     |   |          | 光熱費の精算の<br>方法 | 光熱費の使用量について全ての項目が1食あたりのエネルギー使用量から求める計算式が記載されています。但し、エネルギー使用量には最低限の維持(例えば照明機器、空調等)にかかる人も加える必要があると考えます。最低限の維持にかかるエネルギー量を加味した計算式に修正をお願い致します。                                | 原案のとおりとします。 |
| 8         | 事業契約書 (案) | 61 |      |    |     |     |   |     |   | 別紙<br>14 |               | 使用エネルギー量は、食数に比例的なものもありますが、照明、空調等の食数によらず固定的に発生するものもあります。委託料の支払いと同様に固定費と変動費に分けるなど、実態に即した清算方法をご検討頂けますでしょうか。   | 原案のとおりとします。 |